

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、8番 木村千秋君、11番 丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

議長（広瀬文典君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本町における巡回バスのあり方について、お尋ねをいたします。

ことしになり、運転免許証を自主的に返納する高齢者が急増しております。免許の返納制度は、1998年、高齢者の交通事故を減らす目的で始められました。

警視庁によると、ことし4月から6月までの自主的な免許の返納は、暫定値で5万9,700件です。2011年は約7万2,700件なので、上半期だけで前年の82%に達しております。ことしになり急増しておりますのは、免許を返納した際に受け取れる経歴証明書が、本年4月から有効期限がなく生涯使えるようになったことが影響しているものと見られます。

このような状況の中、巡回バスの利便性について、もう一度考える必要があります。

免許の返納を迷う人の多くが直面する問題は、交通手段をどうするかという点であります。状況は一人一人違いますので、一概に年齢で判断することはできません。しかし、免許を返納しようとしたとき、交通手段が充実していることは必須であります。

本町の巡回バス「すこやか号」は、毎日2ルート各3便運行しております。2004年12月に増便、経路変更をしておりますが、その後、利用者の要望など調査をしたことはありますでしょうか。

人々の生活の状態は刻々と変化をしております。マイカーなどの個人的な移動手段を持たない人にとって、地域公共交通機関は買い物や通院など日常生活に不可欠なものであります。駅、バス停から離れた交通空白地区はないかなど、改めて見直す必要があると言えます。また、自治体によっては、バスやタクシーの割引サービスといった支援策が始まったところもあります。このような背景の中、巡回バスのあり方について、改めて見直す必要があります。

そこで、2点お尋ねをいたします。

まず1点目は、巡回バスを月に1度でもいいので、土曜、日曜の休日に運行してもらえない

かという意見があります。全ての要望を聞くのは、調整に限界があるのは理解をしておりますが、巡回バスのルート、時間設定はできる限り住民の要望に沿ったものであるべきであります。

住民意識満足度調査の実施や、関係者による意見交換も含め、より広く意見を聞き調整する必要があると言えますが、この点について考えをお尋ねいたします。

次に2点目ですが、高齢化社会と言われる現代において、免許証の返納も今後ふえる見通しであり、個人的な移動手段を持たない人々がふえる傾向にある、この点については本町として具体的な対応策はあるのか、この2点をお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 江上議員の巡回バスのあり方について、私どもから御回答を申し上げます。

ただいま議員がおっしゃいましたとおり、地域公共交通につきましては、交通弱者と言われる高齢者の交通移動手段を確保するためには必要不可欠でございます。今後、人口減少に転ずると推計される中で、その人数は年々ふえ続け、訪れる少子・高齢化社会におきましては、自家用車を利用できない、あるいはまた持たない高齢者の移動手段の確保が大きな課題となっております。私どもも重々認識をいたしております。

一方で、少子・高齢化の人口減少の時代の到来につきましては、安心して子供を産み育てる環境整備や、あるいは子供たちの健全育成、高齢者の保健福祉など新たな施策の展開が望まれるようになり、議員が御指摘されておられるのもその一つではないかと、そのように理解をいたしております。

しかしながら、これらにつきましては、財政需要を高める要因となることも事実でございます。労働人口の減少によりまして、税や各種負担金の負担能力が制約されることとなりまして、財政状況が一層苦しくなることが予想されるわけでございます。このほか、人口減少によりまして地域の活力が低下してしまうことも懸念されておりました。全国の市町村では自主自立の取り組み、あるいはさまざまな対応が求められているところでもございます。

そこで第1点目の、関係者も含めて意見を聞いてはどうかといったお尋ねでございますが、御指摘にもございましたが、現行の「すこやか号」につきましては、平成16年4月に現在の2台体制で運行を開始いたしまして、平成22年に「すこやか1号」は老朽化により、車椅子の方でも利用が可能な電動リフトを装備した車両に買い換えをいたしました。その後、自治会からの要望もございまして、新たに2カ所の停留所の増設、あるいは3カ所のバス停の位置変更を行うなど、現在53カ所に及ぶバス停で運行を実施いたしております。

乗降者数につきましては、停留所ごとの人数等々毎日記録をいたしておりました。利用者が多いバス停から、あるいはその利用目的、時間帯などを集計・分析するなど、現状の把握にも努めさせていただいております。

御指摘にございました聞き取りなどの調査につきましては、残念ながら今日までまだ行って

おりませんので、次年度に含めて、調査実施の有無も含めて改善に努めてまいりたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから2点目の、個人的な移動手段を持たない人に対する具体策についてのお尋ねでございますが、まず初めに、垂井町の地域公共交通全体としてのビジョンと申しますか、あり方についてまず押さえていく必要があるのではないかと、そのように考えております。

本町のように民間事業者の参入が非常に難しい地域、と申しますのは、人口規模あるいは利用者の問題、数の問題といったことが考えられるわけございまして、こうした地域におきましては、路線バスのように時間と経路を定めて運行する形態だけでなく、さまざまな交通システムの中から最も垂井町に相性のいい形態を選択していく必要があるのではないかなあと、そのように考えております。

近隣市町では、乗り合いタクシーとかデマンドバスの導入事例も多々見受けられるわけでございますが、住民ニーズを的確に把握し、どのような運行形態が垂井町に最も適しているのか、これにつきましては慎重に見きわめていく必要があるのではないかなあと、そのように考えております。

したがって、第1点目の回答と重なる部分もございまして、まずニーズを把握すること、加えて厳しい財政状況の中で垂井町民の生活になくしてはならない最低限の移動をどこまで公共交通手段として確保していくべきなのか、そしてまた利用者の負担はどうあるべきなのか、冒頭申しましたように、予測されるこれからの財政需要にどう応えていくか等々も含めて、十分な検証を重ねてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 先ほどの課長の回答の中に、聞き取りはまだやっていないということでございますけれども、これはぜひ聞き取りをしていただいて、住民の方のニーズをしっかりと把握していただきたい、そのように思います。

これに関連をいたしまして、現在、すこやか号の業務委託でございますけれども、二、三社の業者による指名競争入札で決定をしているというところであります。業務委託仕様届によりますと、業務の目的は、地域の足を守るコミュニティバスとして、安全性と利便性が高い運行、管理体制が整った交通事業者へ運行委託をするということになっております。

安全性と利便性はもちろんのことですが、今後も多くの高齢者の方が乗車されることを考えますと、乗車時にはきめ細かな対応が必要であると言えます。病院への足として利用される方の中には、持病を持った方もおられることでしょう。思いやりと優しさの観点からも重要なことであると思います。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

業者に業務委託をしていく中で、乗車時の利用者に対するきめ細かな対応、その指導を含め

てどのような形で具現化していくのかということをお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

業務委託に際して、指導等をどう行っておるかというような内容かと思えますけれども、当然に今運転士さんが走っておる状況の中で、絶えず毎日日報をつけておっていただきますし、顔なじみといいますか、ある程度の利用は毎日されておられる方もお見えになる。そういった方が乗っておられないときに、やはり気をつけるというか、報告等をいただくというような形で地域とのつながりという部分等もありますし、当然に今議員がおっしゃいました安全、それから利便という部分に意を尽くすということで、当然に安全運転をまず第一に心がける。そして、乗降者に対して細心の注意を払っていただくということで、そういったことを徹底して指導しておるという状況の中にあります。

振り返って、この「すこやか号」の運行に際しましては、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、平成16年に2台にふやしたという状況で、これは実は私が町長に就任しましてすぐの翌年でございます。当時から今後の課題として、地域の足をいかに確保するかということが大事であるという思いの中で、バスを1台増車し、地域をきめ細かく回れるような体制をつくってきたという経緯がございます。

それから何年かたつわけで、やはり見直しの時期に来ておるというのも確かにあろうかと思えます。その部分で、今江上議員がおっしゃいましたニーズ調査等もしっかり含めながら、あるいはまた財政を考えながら、どういう運行がいいのか。これから高齢化社会を考えると、地域の足としての公共交通、ただどこまで社会保障で全てを賄うのか、ドア・ツー・ドアが果たして本当にできるのかどうかということ、あるいはその地域の活性化ということにもつながっていくわけでございますので、そういった部分も含めてしっかりと検討していきたいというふうに思っておりますので、これからも安全と利便性を求めながらバスの運行を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 議長の発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして発言をいたしますので、回答をよろしくお願いいたします。

我々が住む地球を環境汚染から守るために、クリーンエネルギーとして小水力発電が注目を集めております。特に、平成23年3月11日の東日本大震災において、東京電力福島第一原子力発電所の被害であります。そこで、この小水力発電が注目されるようになってまいりました。

岐阜県において、農業用水を利用した小水力発電が可能な用地が岐阜県内14市町村、計33カ所があり、総発電力は一般家庭1,600世帯分に相当する2,363キロワットが見込めるという調査

結果を発表いたしました。それがこの新聞に載っております。

そこで、我々の町にも梅谷川や大滝川等の川があり、小水力発電が可能な川だと思っております。小水力発電は町の活性化にもつながると思うわけでございます。このように、また新聞にも載っております。それから、大正10年に梅谷嶽石1002番地の100に発電所がありまして、これが昭和15年まで電力を旧の府中村に供給しておったということでございます。

それで、先ほど申しましたとおり、垂井には優良な川があるということで、町長、ひとつ小水力発電ですね、これをつくって学校やら町の施設に使うというような構想を持っておられるかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 衣斐議員の御質問について、お答えをさせていただきたいと思いません。

水力発電は、純国産の再生可能なエネルギーであるとともに、発電過程においてもCO<sub>2</sub>を発生しないクリーンなエネルギーであり、地球温暖化防止に貢献するエネルギーとして期待されております。環境への負荷軽減に資する小水力発電は、クリーンエネルギー利活用による社会貢献を通じた地域貢献のきっかけとしても期待されております。

また、岐阜県の調査によりますと、小水力発電の可能地は14市町村ありまして、その合計が33カ所と発表されておりますが、垂井町の農業用の用排水路におきましては、年間を通じまして一定の流量が確保され、安定した発電出力の見込める箇所は今のところございません。

ちなみに西濃用水では、揖西幹線水路におきまして概算事業費1億1,000万円、平成27年度で稼働開始予定の小水力発電施設が計画されております。また、衣斐議員言われます1級河川梅谷川や大滝川等における小水力発電は、最もクリーンな発電であるものの、設置までには流量の調査とか法的手続などが必要になってまいります。

今後、発電した電力の供給先とか、設置費用やメンテナンス費用などの費用対効果も考慮し、可能性を探っていきたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 衣斐議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

今担当所管からは、小水力発電の今後の調査というようなことをお話しさせていただきましたけれども、実際にその環境を守るための自然再生エネルギーという捉え方をすると、小水力だけではなくて、現在町が補助をしておりますソーラー発電でありますとか風力、あるいは地熱、いろんなものがあるわけでございます。

その中での小水力発電という部分で今回御質問いただいたわけでありまして、確かに岐阜県の地勢を考えると非常に魅力的な状況であるかというふうに思いますが、これはやはりどう維持していくか、あるいは今後のメンテナンス等を考えたときにどういう形がいいのか、あるいは

は安定して供給していくということが大事になります。その部分の調査をしっかりしていく必要がございますので、特に小水力にこだわらずに、いろんな部分でのことを検討していく必要がこれからはあると思います。

それは国が今エネルギー政策を明確には示しておりませんが、今後の大事な方向性ではないかなあというふうに考えております。ぜひ今後の日本の安全なエネルギーの確保という部分では必要な部分であるという認識を持っておりますので、一生懸命また考えていきたいと思っております。また知恵をお貸しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 再質問します。

国も2030年には原子力発電所をゼロにしたいということで、特に敦賀原発ですね。これが福島原発のように大きな災害に遭いますと、ここに載っておりますけれども、20ミリシーベルト以上の市町村が25市町村あると。特に100ミリシーベルト以上になるのが大垣市、関ヶ原町、揖斐川町、このところが100ミリシーベルトだと。

だから、私が言いますのは、先ほど町長が申されました太陽光とか水力発電で、これがこの電力で賄えると。そのために原子力はもうやめようよという形をとってもらえるような施策をしていただきたいと。

特に私は、平成21年10月7日に山梨県の都留市へ行きました、家中川小水力発電所と読むんだと思いますが、ここに書いてあります「つるのおんがえし債」ということで水力発電をついたわけですね。これは市民からお金を借りて、そして水力発電、要するに「元気くん1号」というのをつくり、今度は2号をつくるんだというようなことを言っておられました。

ですから、私はそういうような工夫をしてでも原子力はもうなくすというような形で、水力発電なり太陽光、要するに今、太陽光ですと府中小学校と、今度不破中学校ですね。これはつくられると。しかし、まだほかにも学校はあるわけですよ。これにもつけようと思うと、先ほど申しました町民からお金を借りてつくるといような方策もあるわけです。

そういうような観点から、町長、早くやっていただくためにはそういう整備もするといようなお考えがあるかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 衣斐議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今、どちらかという国のエネルギー政策に触れられての話がメインであったかというふうに思います。

自然エネルギー、循環エネルギーを使って今の代替エネルギーを全て賄うというのは、実際には、今の試算上ではかなり難しい話があるというふうに認識をしております。先ほども申しましたけれども、火力、水力、今原発、そこに循環エネルギーという形で、このエネルギー政

策をどういふふうに構築していくのかというところは、国が早く方針を示すべきかというふう  
に思います。

今、議員が2030年には原発ゼロというお話をされましたが、現政府の中でもまだ決定されて  
おるわけじゃなくて、そういう方向が論議されておる状況であります。これは果たしてどうい  
うふうに進んでいくのかというところも見きわめる必要がありますし、また一方で、これは町  
だけがそれを賄っていきける状況かという、やはりそうではない。全体の中でのエネルギー政  
策という位置づけもございますので、その中で循環エネルギーに対してどうかかわりを持  
っていくかと、これはやはり環境ということを抑えた場合の意識づけという部分での捉え方が  
一つに大きな意味合いがあると思います。

今議員おっしゃいました府中小学校でのソーラー、あるいは今建築しております不破中学校  
でのソーラーにつきましても、やはり子供たちに身近にソーラーというものを感じてもら  
う。決してその発電する電力で全てが賄える状況ではないということでございます。

先ほど、西濃用水2期の揖西の小水力発電の話を担当がしましたけれども、あれも1億  
1,000万円ほどかけて発電する能力は80キロワットほどということでございます。そういった  
ことを考えてくるときに、どういう形でエネルギーを賄っていくかというのは非常に大きな課  
題でございますので、今ここで軽々に全てをそれで賄うという形の発言は非常に難しいもの  
があると思いますが、今言いましたように、環境ということを抑える部分での循環エネルギーを  
一生懸命考えていくということは大事なスタンスであるという認識を持っておりますので、そ  
の部分に向かってまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） じゃあ早速質問に入りたいと思います。

1番目は、トイレの設置についてというのですが、野球場のバックネット裏のトイレの件で  
ございます。

あのトイレにつきましては、国から1,500万円、垂井町から1,500万円を出されましてでき  
ました。そして、あれの建坪は8坪、それで3,000万円かかっております。単純に3,000万円割る  
8坪ということにしますと、1坪単価が375万円かかっております。

まあそういうことがありますけど、今回の質問の中では、せっかくあのバックネット裏の  
トイレをつくられた割には、身体障がい者も使えるというトイレになっております。そういう中  
で、私も現地を見てきましたけど、岐阜国体のときには、階段のところは仮設の通路をつくら  
れて、入れるようにされますが、それが終わると撤去されてしまいます。そうしますと、全部  
野球場のところも階段ですし、通路を渡ってトイレのところへおりていくところも階段があり  
ます。また、北側の西のほうからでも階段があります。そうしますと、車椅子は全然使えない  
ようなトイレということになります。

じゃあ設計図が上がった段階で、担当所管、執行部側も含めまして現地へ車椅子を持ってい

ってやったのかと、そういう話になるわけなんですね。だから、そういうようなトイレをつくって、できましたというような話ではいかんと思いますね。

その点について、場所の選定もありますが、本当にあそこでよかったのかと。身体障がい者用のトイレということになれば、時計台の下のところにトイレがありますけど、あそこに持っていったほうが私は一番よかったのではないかと思います。質問の中では、車椅子が通れないようなところになぜつくられたのかということをお聞きします。

それから2番目、職員専用駐車場についてという題ですが、社会福祉会館の南側、それからあるすし屋さんの北側のところに駐車場がつくられておりますが、職員しか使えないような駐車場になぜアスファルト舗装をしたのかと、その必要性があったのかどうかということをお聞きします。以上です。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 吉野議員の1番目の御質問、野球場バックネット裏のトイレ設置について、答弁させていただきます。

朝倉野球場につきましては、今月から始まりすぎふ清流国体開催に向け、平成20年度からバックスクリーン、スコアボードの設置、外野部分への芝生の敷設などのグラウンド改修、ナイター照明の改良など、施設整備に取り組んでまいりました。また、便益施設の整備といたしまして、野球場に隣接されておりましたトイレを改修したところでございます。

これまで使用してまいりましたトイレは、昭和56年に野球場使用者並びに観覧者の利用に供するため、ベンチや観覧席に近く、競技に支障を生じない場所として球場のバックネット裏に設置され、和式大便器2基、小便器3基、手洗い場2基が配備された男女兼用のトイレでございました。

そこで、国民体育祭開催を機に、高齢者や障がいのある方、小さな子供さんを連れた方などが安心して利用できるよう、男、女、多目的それぞれにシャワーつき大便器を設置し、ベビーシート、ベビーチェア、補助用手すり、自動水洗手洗い場などを備えたユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行ったところでございます。

議員の御質問にありましたトイレの設置場所については、確かに現行の場所においては車椅子使用者が自走してトイレにアプローチすることは段差の影響からできませんが、選手、大会関係者、一般観覧者などの利便を考え、従前の位置へ設置したものでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

なお、車椅子を利用される方につきましては、段差箇所等でのスタッフによる介助、また大会会場内の別の場所に障がい者用仮設トイレを設置するなど、誰もが安心して御来場いただけるような環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、今後は数年後にこの地区で予定されております下水道整備に合わせ、自由広場、駐輪場等の既設トイレを今回と同様のユニバーサルデザインを取り入れたものに整備してまいり

たいと考えております。こちらは車椅子でのアプローチが可能な位置にございますので、重ねて御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 吉野議員の御質問の2点目でございます。

職員専用駐車場の舗装につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

御存じのように、当該駐車場につきましては、駐車場が手狭になってきたという理由によりまして平成10年3月に駐車場用地として購入をいたしましたものでございます。その後、防じん舗装等を行いまして職員駐車場として利用をいたしてきたところでございまして、以後10年が経過をいたしまして、昨今、老朽化によりまして水たまりができるなり、あるいは碎石が周囲に跳びはねるなどいたしまして非常に管理上問題が出てまいりまして、今年度予算化をいたしましてアスファルト舗装の改修を行ったところでございます。

現駐車場につきましては、議員が申されるように、平日につきましては職員の駐車場といたしまして利用をしておるわけでございますが、夜間並びに休日等につきましては、垂井公民館あるいは商工会を利用される方も利用されておりますし、また場合によりましては垂井町の祭典、催し物等におきましても一般の方が利用されている場合もございます。こういった観点からも、管理上の問題といたしまして舗装をさせていただいたところでございます。

職員の駐車場につきましては、役場の南、東側にもそれぞれあるわけでございますが、今後、管理上必要があればやはり舗装もしていかなければならないというふうに考えております。よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 1番目の質問についてのお答えをいただきまして、ありがとうございました。

今後、漸次多目的トイレをつくっていくということを言われましたが、その工程表は、じゃあ財源がなかなかない中で、いつ幾日こういうふうにするというのはいまもう決まっておりますか。この場所については何年度にやりたいと、そういうふうにはもう執行部側は決めておるんでしょうね。だから、そこを言っていただきたいと思います。

それから2番目の質問につきまして、職員が月曜日から金曜日まで使われると。あとの日は自由に使ってくださいねというんですが、税金で財源を賄うことが許されるのは、行政サービスの利益が広く社会全体に及ぼす場合というのがその税金の使われ方なんですね。

ところが、特定の個人や団体のみに利益が限定されているものというふうに私は感じるわけですね。月曜日から金曜日までは、職員の人が入ってみえれば全然使えません。それが税金の公平な使い道であるかということは、町長、それはどういうふうにご考えてみえますか、お答えをお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 吉野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず朝倉でのトイレの改修につきましてですが、先ほど課長が申しましたように、今後、下水道区域に取り込まれてくる中で施設整備等も図っていく必要があると思います。

ですから、今ここ何年という形ではなくて、そういった工事の進捗状況に応じてまた考えていくという形になりますので、今正確な何年度の計画というものは持ち合わせておりませんが、下水道の工事の進捗に合わせた形の中で今後展開を考えていく。当然、財源のことも確保する必要がございますので、そういったことも踏まえながら計画をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、駐車場のことに関してでございますけれども、やはり公有地の適正な管理という部分からは、これはやはりやむを得ない部分があるかというふうに思います。

現実、まだ庁舎の南側にも舗装されていない状況、それから東側にもあるわけでございますけれども、これらもやはり適切な管理をしていく必要があるということから、今後また考えていく必要があると思っておりますし、今回整備いたしましたところにつきましても、広く町民の方にも使っていただける部分がございますし、またあのままにしておけば当然に周りの方にもいろんな形で御迷惑をかけるということを考えれば、それを管理する部分で税金を投入するのやむを得ないというふうに判断しておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 再々質問、要点は何ですか。

〔「駐車場舗装の妥当性について」と7番議員の発言あり〕

〔発言する者あり〕

簡潔にお願いします。

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 職員の駐車場につきましては、町長は管理上やむを得んではないのかというお話をされましたが、民間の駐車場、皆さんアスファルトにしていないところもありますね。じゃあそこら辺もどうやと。草が生えてくるからやらないあかとか、そんなことを言うておるんやないんですよ。税金の使い方がおかしいんではないかと、まず。月曜日から金曜日まで、役場の職員が使っておるんですよ。一般の人は使えないんですよ。何でそういう税金の使い方して正しいのかと、そもそもそういう考えがおかしいんではないかと、僕はそこのところを聞きたいんです。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 吉野議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、では

公共施設だから全く手を入れずに草ぼうぼうでいいのかという話になると思います。

やはり公共施設だからこそしっかり管理する必要があるという部分もありますし、今回、職員の駐車場だけということではなく、やはりイベントがあれば広く使っていただくことも可能でありますし、あそこは住宅地の中にありますので、当然いろんな管理上の問題も……。

〔発言する者あり〕

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君、静粛に。

町長（中川満也君） 当地は、一応駐車場として確保しておるところでございますので、その管理としてやむを得ず使っておるという状況でございます。それを広く使っていただくために今開放しておるというような状況でございますので、そういう論理でいけば、公有地に対しては全く手を入れなくてもいいという話になってまいりますので、それはいかがなものかと私どもは思っております。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして一般質問を行います。

私は、常任委員会の関係もでございますので、答弁につきましてはぜひとも町長のほうからよろしくお願ひしたいと、このように思っております。

また、きのうでございますが、激しい雨、これは一文字前線ということでございますが、大変対応等々御苦労さまでございました。また先日、表佐地内におきまして、垂井町の防災訓練が行われ、関係者の皆さんには大変御苦労さまでございました。

また、昨年東日本大震災以降、防災に対する意識等につきましては、国民の皆様が認識を新たにされていると、このように聞いております。また先日、29日でございますが、新聞、テレビ等の報道によりますと、国民の有識者会議が、死者数が最大32万人として公表されましたマグニチュード9の南海トラフ巨大地震の深刻な被害想定が国民に衝撃を与えております。この南海トラフ巨大地震とは、東海、東南海、南海地震の震域等がつながる南海トラフの連動して発生する巨大地震でございます。この発表につきまして、防災の見直し等は町で行われるのかどうか、また町への指示は何かあったのかどうか、お尋ねしたいものでございます。

また、次でございますが、この役場の庁舎でございますが、地域防災計画によりますと、この役場におきましては防災の重要な拠点ともなっておりますし、垂井町中心の皆様方の避難所にも指定されているわけでございます。

ちょうど役場が建って50年近くなるわけでございますが、いかにも傷みがひどく、目につくところが多くなっております。町民の皆様が安心・安全に避難していただけるかどうか。またこの建物は我々地方自治体の重要な心臓部でもあると、このようにも思っております。

役場新築後、他の建物の多くに耐震化工事が進んでおります。町長も、今期残す期間2年余りとなっておりますわけでございますが、この現状の庁舎を見たとき、西側、産業課の西でござい

ますが、地中ばりと主柱との間にはコンクリの劣化が進んでおりますし、また西面にもクラックが多く見えます。また、分室、ちょうど駐車場の西面でございますが、大きなクラックも目につきますし、役場へ入りますと中央部で1階から3階までちょうど同じような床面にクラックも目につくわけでございますし、この議場もちょっと上を見ますとやはり漏水した跡が目につくわけでもございます。そのような建物、最近私は特に目につくものでもございます。

これが垂井町の庁舎であるのでしょうか。職員が安心、また安全に業務遂行していただかなければなりません。業務に支障のないよう、ぜひとも環境をよくしていただきたいと、このようにも思っております。

この西南濃管内を見ましても、このような建物は垂井では一番古くなっていると、このようにも思っております。そのような形でございますし、今回、補正におきましても基金等補正されようとしておるわけでございます。町民の皆様が安心・安全に避難できる施設をぜひとも、町長、これから相談ではなく、一日も早く発表していただきたいと、このように思っております。

また次でございますが、先日、東海環状西回り道路、大垣西インターが開通いたしました。東海環状自動車道におきましては、東は豊田東ジャンクションから西は四日市ジャンクションまでの約160キロと聞いております。この間、平成8年から工事が着工されまして、東から美濃関ジャンクションまでの73キロは完成し、供用開始されております。沿線には多くの工業用地分譲がなされ、完売となっていることを聞いております。

今回完成した西回りの一部、大垣西インターから養老ジャンクションの間5.7キロでございますが、これが完成いたしまして、我が町にとっても、垂井町の発展には大変喜ばしいことと思っております。

この道路は、ぎふ清流国体に合わせて開通を目指され、先ほど申しましたように先日開通いたしました。平成19年12月に着工され、総事業費で885億円かかっていると聞いております。交通量におきましては、1日6,000台の交通量が見込まれているということでもございます。

このことによって、垂井町においてのアクセスはどうなったのか。大垣西インター着工に伴っての国道21号線の交通体系、交通量調査を岐阜国道工事事務所において実施されるということでもございましたが、結果はどのようになっているのか。早急に、町単独といたしましても、岐阜国道工事事務所において4車線化に対する要望を強く働きかけていただきたいと、このように思っております。

やはり協議会だけの要望ではなく、先ほど申しましたように町独自で、やはり近くにありますので、町長、足を運んでいただいて町の実情等々をお願いしていただきたいと、このように思っております。

また、よく旅行等に行きますと、道路のよい、通行しやすいまちはやはり発展していると、このようにも思っております。私は、道路は垂井町の顔だと、このように思っておるわけでございます。夏休み中、21号線の夕方等におきましては渋滞が非常に厳しくなってきたと、

このようにも思っておりますし、昨日も、名神高速道路が関ヶ原から大垣ジャンクションまで通行どめになりました。本当に渋滞がひどいものでもございました。ぜひともその辺、先ほど申しましたように要望をよろしくお願ひしたいと、このように思っております。

また、この道路の東回りでございますが、沿線には多くの工業用地が完売になっているわけでございますが、当町で計画しようとしておられる離山の工業用地分譲はどのようになるのか。

聞くところによりますと、当初予定面積が半減になりまして、この用地の形状も悪くなっておりますし、やはり残土が多く発生し、この残土の処理だけを見ましても事業費は倍増してきております。ここ数年、日本経済も悪くなっている状況でもございます。町長、何か思いの企業はあるでしょうか。町長は、よく東京等へ出張されるわけでございますが、垂井町の企業は東京等におきまして本社、事務所等がある企業もあるわけでございますので、ぜひともそういうところへ足を運んでいただき、垂井町の実情等々もよろしくお願ひしたいと、このようにも思うわけでございます。

何事をいたしますにも、やはり税の投入でもございます。大切な税金を使うわけでございますので、町民の皆様には喜ばれる行政をよろしくお願ひいたします。町長の考えをお聞ひいたします。以上です。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 丹羽議員の第1点目でございます5次総合計画のまちづくりの柱、安心・安全の中の公共施設の耐震化の関連につきまして、南海トラフ巨大地震に対します垂井町の今後の対応についてのお尋ねについて、御回答を申し上げたいと思います。

御存じのとおり、ことしの8月末日に内閣府より、新聞、テレビなどに公表されました南海トラフ巨大地震の被害想定につきましては、今回は第1次の報告でございました。主に人的、物的な被害を想定した結果でございます。

この調査につきましては、岐阜県の市町村単位の被害は今回発表がされておりました。岐阜県では、震源推定域を今回の南海トラフ巨大地震と同じ規模に修正した形で、岐阜県独自の被害想定調査が現在進められておまして、その結果につきましては来る12月末に公表され、その際には南海トラフの巨大地震と岐阜県内にございます4つの活断層を震源域とする直下型地震が起きた場合を想定し、その結果について市町村単位で公表がされると聞き及んでおります。

なお、内閣府の第2次の報告につきましては、来る12月ごろになるとされておまして、岐阜県はその結果も反映させる形で来年の3月ごろに、東日本大震災後、実に3回目の岐阜県の地域防災計画の修正を行うという予定で推進されておるところでございます。

垂井町といたしましては、国、県のこうした修正を待って、各指針やら基準などが明確になります来年度の平成25年度に垂井町の地域防災計画も見直してまいりたいと、そしてまた防災体制の整備を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろ

しくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の1番目の御質問でございますが、5次総合計画まちづくりの柱の中の公共施設の耐震化、特に、とりわけこの中では役場庁舎の問題につきまして質問されておるわけでございます。

御存じのように、役場庁舎につきましては建物並びに設備の老朽化及び耐震化の問題からも、丹羽議員御質問のように、災害発生時における防災拠点といたしましても役割を果たすわけでございまして、そういった観点から、庁舎の整備の必要性につきましては十分認識はしているところでございます。

そうしたことから、この庁舎問題につきましては、今年度、行政内部におきましてこの庁舎問題を検討する組織を早々立ち上げさせていただきました。庁舎の現状と、それから課題等についての洗い出しを行いながら、庁舎整備の必要性を再認識いたすとともに、今後庁舎整備を図っていく上でのコンセプト、あるいはそういったコンセプトに基づきまして庁舎を現在の場所で新築するか、あるいは新たな場所に土地を求めて新築を行うのか、また現庁舎に耐震補強を施しまして大幅な大規模改修を行うかといった3点の事業手法に基づきまして、今現在、メリット・デメリットを洗い出しながら比較検討を進めているところでございます。

この辺につきましては、議員が所属されております総務産業建設委員会におきましても、先日詳しく説明、報告をさせていただいたところでございます。

しかし、こういったことで庁舎問題だけを検討していてよいかということでございます。確かに耐震化につきましては、小・中学校等につきましてはほぼ完了してきておるわけでございますが、しかしほかにも老朽化が進みます町内の公共施設がございます。そういった施設の耐震化や、それから施設整備についても、当然あわせて検討していく必要があるかというふうに考えているところでございます。

そういったことから、今後それらの公共施設の現状把握、課題を早々把握に努めまして、整備の内容、それから概算費用等についても洗い出しを行った上で、財政面あるいは整備の優先度等につきましても検討していく必要があるかというふうに考えております。こういったことで、今後その整備に向けましては、平成25年度につきましては、いろんな調査の部分によりまして予算化もお願いするかもしれません。

そういったことで、今後、庁舎問題につきましては庁舎のみならず他の公共施設もあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の2つ目の御質問、東海環状自動車道大垣西インター開通について答弁させていただきます。

先日、東海環状自動車道西回りルートの一部である大垣西インター・養老ジャンクション区間が開通したところでございます。この大垣西インターは大垣市荒尾地内で国道21号線に接続しており、平成32年、2020年に予定されております西回りルートの全線開通により周辺地域への経済・産業へのプラス効果が大いに期待される反面、交通体系への影響が懸念されるところでございます。

国土交通省が実施する交通量調査によりますと、垂井町宮代地内において、平成17年度の昼間12時間交通量は9,492台であったのに対し、平成22年度の調査では1万3,451台と約4,000台増加しているという結果になっています。その一方では、東海環状大垣西インター付近の昼間12時間交通量は、平成17年度、平成22年度ともに1万9,000台で増減なしということでございます。

現段階では、名神高速道路へのアクセスのための利用だけであり、本町内における国道21号線の交通量にさほど大きな影響はないと思われませんが、今後、順次供用開始されるのに伴いさらなる交通量の増加が見込まれますので、現在取り組んでおります渋滞箇所の変換改良等の対策とあわせて、4車線化についても引き続き岐阜国道事務所に要望してまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 丹羽議員の大垣西インター西回りの開通に伴いまして工業団地はという御質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

離山周辺地域につきましては、町全体の土地利用計画から考えても、法規制の面から考えても、最も優先して取り組むべきところであることも今まで御説明を申し上げたところでございます。したがって、農地法の改正もあり、他市町でも苦慮しているところではあります。規模を縮小して、まずはこの離山地区で誘致を進めていきたいと考えております。

また、事業の進捗に合わせて誘致活動を行い、相当な雇用の創出が期待できる企業の誘致に努めていきます。このことにつきましては、本事業が実質的に動き出したところから県事業誘致課と連絡を密にして、当方の事業が円滑に進むことの相談をする中で、県内に大規模用地を希望する企業の情報提供を受け、輸送用の器具製造業や一般機械製造業や食料品の製造業など幾つかの希望企業があることは把握しております。

しかし、現段階では当方の事業進捗状況が先方に進出の可否の判断を持てるまでに至っていないので、直接的に誘致活動は行っておりません。今後、法的手続きや地権者との交渉を行い、土地利用計画を進める中で誘致活動に力を注いでまいりたいと考えております。

また、東北大震災以降、内陸部への進出をの問い合わせが県にも来ており、情報共有をしながら企業を決めていきたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

町の重要施策に係る部分の御質問でございました。私のほうからは、庁舎問題、それから道路整備に関する事、そして企業誘致に関する事について、ちょっと思ひを述べさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず庁舎問題につきましては、先ほど担当課長が申しましたように、現在この庁舎の問題点を洗い出しながら、今後ここで建て直すのか、あるいは改修するのか、出ていくのかと、そういった3つの選択肢の中からそれぞれのメリット・デメリットを探りながら、その次の段階として、先ほど課長も申しましたけれども、町全体の施設整備の中での庁舎の位置づけ等も考えながら、財政的な側面も考慮しながらやっていくという形になりますので、そういったものを次の段階で示していく。

そして、最終的に町の方針としてこういう形がどうだろうというような形でお示しをしていく段階にくるといふふうに思ひますが、今議員のほうは一日も早く示せということでございますけれども、周りの全国こういった庁舎問題を抱えるところの状況を見ますと、こちら辺の手順を間違えますと空中分解してしまうケースが多々あるという状況の中で、やはりしっかりと意識形成を図っていく、コンセンサスを得ていくという手順が大事かといふふうに思ひております。

そのための情報開示、やはり住民の方にも情報を提示しながら、共有しながら一緒に論議をしていくということが必要かといふふうに思ひておりますので、その部分のこれからまた議会に対しても情報を出しますし、住民の方にもお示しをしていくことになると思ひますので、よろしく御理解を賜りたいといふふうに思ひます。

2点目の道路整備に関しまして、この9月15日に東海環状大垣西インター・養老ジャンクション間が6キロメートル開通いたしました。これの経済効果というのはこれから、まだつながってありませんので、一部分、部分的な状況ではありますけれども、今後、大野、神戸、それから養老とそれぞれ南北に伸びていく状況の中で、2020年、8年後には完成予定という状況の中で大きく変わっていく状況が目に見えてまいったところでございます。

それにアクセスする21号線の問題です。先ほど議員も昨日の災害等において通行どめによって影響があったということでございますが、かつて台風によって高速道路が名阪、それから新東名、東名、全てとまったときに、やはり21号線が大渋滞をしたという状況がございます。

そういったことを考えるときに、やはりそのアクセス道路としての21号線の持つ意味合いというのは大きなものがあるということも、その折には岐阜国道事務所、中部地方整備局等にも強く訴えかけをしてきたところでございます。

現在の取り組みは、交差点改良工事、御所野の交差点がこの平成24年度には完了すると。垂井の南、国道に大きな口があくという状況になりますが、引き続き綾戸交差点等につきましても少し目鼻がついてきたような状況でございます。これら交通渋滞等改良を重ねながら、21号線の拡幅については、今までの経緯からいいますと、計画が中止されて廃止されている状況に

ございますので、粘り強く行っていく必要がありますので、この辺はさらに引き続いて21号線の拡幅、それから県道等の拡幅整備、先ほど道路は町の顔であるというお話がございましたけれども、まさにこういった道路整備をもってその活力の源になっていく部分があると思いますので、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたしたいと思っております。

最後、企業誘致に関しましては先ほども御説明いたしました、当初、優良農地を含め12ヘクタールほどの規模を考えておりましたが、国との協議の中でどうしてもこれが認められないという状況に至りました。やむを得ず県協議で済む2ヘクタール以下におさめるという形の中で、トータルで6ヘクタールぐらいの規模に縮小するという考え方で、先般も地元住民の方に御説明をさせていただいたところでございます。残念だなあという声もございましたけれども、何とか協力しようという思いをいただいたところでございます。

今後、今議員がおっしゃいました土砂の搬出の問題、あるいは県との協議の問題、そして今こういった景気の状態の中で、出てくる企業があるのかということでございます。そういった問題をクリアしながらこの問題にかかっていきたい。ただ規模は縮小しますが、何としても、やはりあの土地は一等地であると私どもは思っております。今後、東海環状の利便性の確保、あるいは県道養老・垂井線の利便性の向上というようなことも考えていける中で、やはりあの土地において何とか成就したいという思いでございます。

ただ、今後税金を投入していくという状況の中で、塩漬け地にならないようにしっかりとした企業を探しながら進めていく、そして土砂の搬出もうまく進めながらというような状況が今後課題として想定されるところでございます。これらをしっかりと丁寧にクリアしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

なお、企業に関しては、県の企業誘致課等とも調整を図っておる中でございますが、先般も飲料水関係の企業が視察に来たという状況がございます。ただ、タイミング等が合わなくて断念という形になりましたけれども、今後もやはり企業等の進出は十分に図れる状況があるというふうに思っておりますので、粘り強く当たっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ただいまは答弁、大変ありがとうございました。

庁舎の問題でございますけど、総務課長からのお聞きしたんですが、他の施設と言われましても、やはり役場が一番古いんです、こういう建物は。基金も6億近く今回の補正でなるわけでございます。

そのような中でございますので、垂井町の中心的な施設でございますし、やはり防災拠点でもありますのでこれを最優先に進めていただきたいと、このように思いますが、もう一度町長のお考えをお尋ねしたいと思っております。以上です。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

庁舎問題、庁舎を最優先でというお話でございますけれども、先ほど申しましたようにいろんな施設が抱えておる状況の中で、更新の時期を同時に迎えておるような状況でございます。確かに年数的には庁舎が一番古い状況、もう四十五、六年になるわけでございますので古い状況ではありますけれども、とひって、じゃあほかに利用されておる施設もあるわけで、そこら辺とあわせて考えていく必要は、これはどうしてもあると思ひます。

その中で、やはり防災拠点としての庁舎の役割ということも考える中で、ウエート等が出てくる部分があると思ひますので、そこら辺しっかりと精査をしながら、また情報を開示しながら一緒に協議していきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（広瀬文典君） ここでしばらく休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時40分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従ひまして、大きく2点お尋ねをいたします。

第1点目、学力テストに見る学力・学習状況について、第2点目は政策決定に問題はないか、この2点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目、学力テストに見る学力・学習状況について。

我が町は、「平成24年度垂井町小・中学校教育指導の方針と重点」のもとに、各小・中学校において学校の教育目標が掲げられ、研究課題、経営の重点に一生懸命取り組んでいただひており、どの学校もとてもすばらしい学校教育がなされております。

そんな中、4月に行われまして文部科学省の全国学力・学習状況調査、全国学力テストで、県教育委員会は、8日、県内公立校の結果を発表しました。県内の平均正答率は、新たに実施された理科は、小学校で全国平均と同等以上、中学校でも上回った。国語と算数・数学は、A問題、B問題ともに中学校で全国平均を上回ったが、小学校では下回ったという発表でした。

今回の全国学力テストは、抽出方式で実施されましたが、次回の全国学力テストは4年ぶりに小学校6年生と中学校3年生の全員が対象になり、国語と算数・数学の2教科が来年4月24日に実施されるとあります。学力、知識、特に学力テストの偏重主義に陥ってはいけなひのは当然ですが、「平成24年度垂井町小・中学校教育指導の方針と重点」の重点4項目の1に、確かな学力の向上が記載されています。

そこでお尋ねをいたします。

ほかの県とか、またほかの町とか、また学校の間での比較をお尋ねするのではなくして、今

回の我が町の学力・学習状況はどうであったかをお尋ねするものです。

また、現在の取り組みについて、今後の取り組みについてもお尋ねするものであります。

第2点目、政策決定に問題はないか。

町長さんは、一生懸命町政に取り組んでおられることとは思われますが、しかし、結果的に我が町の幾つかの大きな事業が伸展しなかつたり行き詰まったりしている現状を町民の皆様がかいま見られ、町民の皆様から政策決定、事業決定に対して多くの疑問が寄せられています。そこで、工業団地、道の駅と半兵衛の里、エコドーム、まちづくり協議会、庁舎問題等の主要な事業の政策決定、事務事業の決定はどのようにされているのかをお尋ねするものです。

例えば、工業団地においては離山での当初の計画の段階で許可がおりなくなり、やむなく現在、規模を縮小しての出直しとなりました。当初の計画によると、造成から出る山の掘削土、こういったものは現地での埋め立てにかなりの量が流用されるとのことでしたが、しかし修正案では、掘削土の大半を搬出しなければならなくなります。約10万立米も出るとも言われているこの掘削土を一体どこへ搬出するのか、そしてそれがどの程度の費用がかかるのか、こういった幾つかの大きな問題をクリアすることもなく、再度計画が進められているのが今の現状です。安価な土地を求めて離山周辺を選んだのに、結局はまたそういった対処によって高くついてこないか、そういったことも懸念するところであります。

また、半兵衛の里につきましても、もともとは道の駅との関連から浮上した政策決定と思われませんが、これまでも地元の方たちを中心として一生懸命取り組んでいただいているにもかかわらず、現在においてもなかなか展望が開けてきません。

しかし、なかなか展望が開けてこない最近のその現状についての町の認識は、いつの間にか地元産地特産品の供給不足、あたかも半兵衛の里に取り組んでおられる方たちの取り組み不足のような表現になってきているように思われるのです。当初の道の駅政策構想が、いつの間にか半兵衛の里におんぶにだっこのすりかえ理論になっているような気がいたします。

また、エコドームについても、今、岩手の下町で建設が始められていますが、町の説明によりますと、現在進められているエコドームは、町の資源ごみの回収及び環境学習の拠点となるところで、このエコドームは単なる廃棄物の集積場ではなく、再利用可能な資源を収集する資源回収場であるということでした。エコドーム自体を私は否定したり反対するものではないということだけはここで申し上げておきます。

この説明どおりエコドームを、回収を第1目的とする資源回収場とするならば、全町民を対象として、全町民が持ち寄るのに、やはり全町民にとっても最も近くて便利なところにエコドームを建設すべきだと思うのです。

私が再選されたときには、既に岩手が候補地とされていましたが、どうして岩手の広大な敷地に建設されるのか理解できない町民の方が多くおられました。岩手の地よりも、文化会館と同じように、どの周辺地区からも近くて人口密度の高い、多くの方が歩いて自転車でも持ち寄れる、長い間特別の利用もされていなかったJAにしみのの北側にあります蜂焼倉庫という

のがあるわけですが、今これは物置となっておりますが、なぜここにエコドームをしなかったのか、そんな声が周辺地区の方からも今も寄せられています。

岩手下町の広大な遊休地を放っておけないから、何かを、そうだエコドームをつくるかといった発想ではなかったかと思われまます。エコドームをつくるにはどの場所がよいかという発想と、遊休地があるからそこにエコドームをつくるかといった発想とでは全く結果が異なってまいります。周辺地域でこのような広大な敷地をエコドームに利用しているところは見当たらず、結局のところ、我が町は残り敷地は緑地公園となっておりますが、この公園も必要でつくるのではなく、余ったから、エコドームだけでは広過ぎるから公園にでもといった発想になっていないかを懸念するのであります。

ちなみに、私の住んでいる周辺から現在建設中のエコドームまで車で向かいまして、同距離のところを東に向かっていきますと、大垣市役所周辺まで行くわけでありまます。そんなことを含めると、費用対効果におきまして非常に懸念するところもあまます。

その次に、まちづくり協議会においても今各地区において大変混乱しております。

その大きな原因の一つは、まちづくり協議会は新たな地域自治組織を構築し住民と議会、行政の役割分担を組織させる大きな組織改革・機構改革であるにもかかわらず、行政から住民側に十分な説明がないまま、住民側に認識・理解が十分でないまま押し進められてきたということ。また、何も決まっていない早い段階から、既に来年度から公民館に対して予算を打ち切る、まちづくり協議会を来年度からスタートさせるといった行政側の一方的な通告のような形で行われたということ、これらが余計に混乱を招く原因になったことは否めません。

そのほか、庁舎については先ほど質問がありましたので、ある程度行政の見解は聞きましたので深くはやめまます。ただ、庁舎についても新築なのか改修なのか、現在地なのか、移転するのか、何も決定されることなく毎年のように基金が積み上げられています。

そこで、再度お尋ねいたします。

このような重大政策につきまして、政策決定、事務事業の決定はどのようにされているのか。また、政策評価、事務事業評価といった行政評価はどのように行われてきているのかお尋ねするものであまます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の第1点目の、学力テストに見る学力・学習状況についての御質問にお答えしまます。

第1点目の、今回の我が町の学力・学習状況はどうであったかでございますが、県教育委員会が我が垂井町で抽出した学校の全国学力・学習状況調査の結果から、我が町の学力・学習状況は、岐阜県における結果とほぼ同様な状況でございます。

少し例を述べさせていただきますと、今年度新たに実施されました理科の平均正答率は、全国、県の平均正答率と比較して、小学校は同等あるいはそれ以上、中学校は上回っております。

これは小・中学校ともに観察や実験をする授業が大切にされ、観察や実験の結果を考察する指導がよく行われていることが要因の一つではないかと考えられます。

また小学校では、国語と算数について、A問題とB問題のどちらも全国、県の平均正答率を少し下回っています。どちらの教科においても、知識、技能の定着を図ることや、それらを活用することについての課題があると考えられますが、算数については過去の調査において課題であった足し算、引き算、掛け算、割り算がまじった計算の正答率が向上するなど、今までの指導の成果も見られます。

また中学校では、国語と数学につきまして、A問題とB問題のどちらも全国平均正答率を上回っていますが、個別の問題に目を向けると、国語では、相手の発言から自分の考えを具体的に書くことが課題であります。数学では、2つの数値を比較してその違いを見つけ、理由を明らかにして表現することなどに課題が見られます。

第2点目の、現在の取り組み、今後の取り組みについてでございますが、議員御指摘のとおり、現在の取り組みとして「平成24年度小・中学校教育指導の方針と重点」を達成できるよう、全ての教員と協力して子供たちの指導に当たっております。それは学校教育指導の方針と重点の中の確かな学力の育成にあるように、主に教員が個に応じたきめ細かな指導をより一層行っていくことや、わからないことをわからないと言い合えて、互いに学び合える学習集団を育てることを中心に指導しております。

次に、今後の取り組みとしましては、さきに述べました学校教育指導の方針と重点を、より一層達成することに加えて、各学校におきましては、今回の調査から、主に小学校の国語科指導の充実を図ってまいります。

国語科は、全ての教科の基盤であります。今回出題されました問題文の漢字には振り仮名が振られておりました。しかし、その読みがわかったものの、その言葉の意味を知らないがためにその問題を解答できない子供たちがいます。こうしたことから、わからない言葉を自分で辞書を使って調べる習慣を身につけることのできるように、子供たちに自分で調べて学ぶ方法を身につけさせ、自学自習できる力をつけていく必要があると考えております。

2つ目に、小学校算数科を中心とした習熟の程度に応じた少人数による指導のさらなる充実を図ってまいります。今回の全国学力テストも含め、どの子にどんな力をつけていくのがよいのか分析し、子供の実態を把握した上で、どの子もわかる、できる喜びを実感できる授業改善に努めてまいります。

3つ目に、今回学力・学習状況調査があった国語科、算数・数学科、理科も含め、全ての教科において基礎学力の定着に努めてまいります。

繰り返し学習する時間と場を確保し、補充の指導を行っていくと同時に、わからないことをわからないと言える学習集団を育て、仲間と学び合っていけるよう指導に努めてまいります。

最後に、垂井の子育てについてでございますが、平成23年度に町小・中学校PTAと校長会が連盟で垂井の子育てについて8つの項目で取り組み始めました。

その中に、早寝早起き朝御飯、プラス散歩、読み書き計算、プラス次の日の準備があります。学校でも授業前に読書活動を実施しておりますし、休み時間に読み書き計算の補充も行っております。家庭でも読書を推進していくことを初め保護者の皆さんと協力しながら、家庭教育の充実を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 富田議員の第2点目でございます政策決定に問題はないかについて、私どもから御回答申し上げます。

過去に庁内の横断的な会議といたしまして、企画会議、プロジェクトチーム、それから行政事務改善委員会が制度化されておりましたけれども、町の自治体経営におけますところの審議の機関と調整する機関の位置づけが不適切な実態が過去にございました。

また、御存じのとおり、まちづくり基本条例の制定によりまして、今後の行財政運営の手法を大きく転換する必要が出てまいりました。特に、13条の規定でございます総合計画、あるいは14条の財政運営、第20条でございます行政評価の規定につきましては、いわゆるPDCAに言うところのマネジメントサイクルを取り入れた自治体経営の手法による行財政運営が求められておまして、これを統合整理、管理いたします組織横断的かつ常置 常に設置するという意味でございますが そうした審議調整機関が必要になってきたところでございます。

そうしたことから、個別重要施策の計画・立案などにつきましては、全庁的な意見のもと集中的に、そしてまた専門的に審議する機関を制度化する必要があるとの理由から、冒頭申しました既存にございました庁内会議の位置づけを平成22年6月に見直し、新たに垂井町経営統合会議を設置したところでございます。

今日までの取り組みについて、少し一例を申し上げますと、平成22年度につきましては9回に及ぶ経営統合会議を開催いたしまして、中でも下水道の認可区域について、あるいはごみ減量に関することなどを中心に、その下に常置いたします検討委員会からの報告を求めつつ、施策及び計画の策定、あるいは進行管理に努めてまいったところでございます。

翌年の平成23年度につきましては、6回に及ぶ経営統合会議を開催しながら、その下に常置されます経営管理委員会というのを設けておりますが、平成24年度の主要事業のヒアリングを実施するなど、係る予算査定についての簡素化にも寄与させるなど、そういった役割も担ってまいりました。

引き続きの下水道事業、あるいはごみ減量化にも調査・検討いたしましたし、また幼保一元化に関します検討委員会では、実に平成23年度におきまして14回に及び会議を開催いたしました。横断的に検討させる必要性から、さらにその下に検討プロジェクトチーム、あるいは例規集に係ります整備についてのプロジェクトチームを設置し検討してまいったところでございま

す。

今年度に入りまして、まだ6回しか統合会議は開いておりませんが、新たに上水道事業に関する調査に加えて、冒頭、先ほど議員からも御指摘ございましたが、地区まちづくり協議会の検討やら庁舎問題、一昨年からの継続でございます幼保一元化はもちろんのこと、他方、その一方で町長直轄の企業誘致に関します庁内調整会議も数十回にわたって検討をしまいたところでございます。

以上のように、議員も御質問の中にも例示していただいておりますように、企業誘致、エコドーム、あるいはまちづくりに関すること、加えて庁舎問題等々主要事業に係ります大型事業につきましては、いずれも町長が最終判断する上で意思決定過程を簡素化したフラットな組織構成を目指し、調整を今日まで図ってまいったところでございます。

また、組織名称に「経営」という文字も使用いたしておりますが、これにつきましては従来の「行政運営」から「行政経営」と転換を図るとの町長の熱い思いから、機動的な組織への改善を目指す意味において用いたところでございます。

近年、地域のことは地域自身の責任において決めるという自治体経営が求められる中、従来の行政システムや経験では的確に対応できないさまざまな課題が山積みし、その解決が迫られております。これまでの手法や発想にこだわることなく、新たな視点からシステムを変革する必要が出てまいりました。その意味においても、常置型の経営統合会議を引き続き機動的に押し進めてまいりたいと、そのように考えております。

今年度は、御存じのとおり5次総合計画に係ります基本計画見直しの作業にも着手いたしました。これらを着実に進めるためには、地方分権時代にふさわしい自治体のあり方をさらに追及し、さまざまな行政課題や多様化いたします住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる行政経営を推進していく必要がございます。

来年度には、こうした時代の激しい変化に対応した行政全般にわたります総点検と、抜本的改革を進める行財政改革に行政みずから全力で取り組み、行政運営を経営の視点で刷新する思いでありますので、どうぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、行政評価についてのお尋ねもございましたが、この行政評価につきましては中央公民館の1階に情報コーナーがございます。そちらのほうに閲覧に供しておりますので、またお時間がございましたらごらんになっていただきたいと思います。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 再質問をさせていただきます。

学校教育の課長さん、本当に丁寧な御答弁ありがとうございます。

その答弁をお聞きしまして、我が町はずばらしい教育がなされているんだなということをお場で確信させていただきました。今後ともよろしく願います。

続きまして第2点目のほうですが、一つ一つに入ると時間がないので、これはもうやめさせ

ていただきます。これも企画課長さん、大変な重要な担当課ということで大変御苦労さまということで、御苦労の段はよくわかっております。

そこでお尋ねしたいのは、たしか平成15年度の議会で、まだ我が町に行政評価制度が取り入れられてないときに、私この場で、行政評価制度の重要性を訴えたような形で、今現在採用されてきたということが記憶によみがえるわけですが、行政評価のことにつきましては、また先ほどの御答弁にあるように、参考とさせていただきますのと、きちっとやっていただくというふうには思っておりますが、そこでお尋ねいたします。

先ほどの御答弁の中で、経営統合会議とか経営管理会議とか、従来の企画会議とか課長会議とか、そういったものが現在も行われているのかどうかわかりませんが、前は政策調整会議とかそういうものがあったと思うんですけれども、なかなかいろんな組織がえもされて、検討されているということはいくつもわかりました。

ただここでお尋ねしたいのは、会議が多いのはよくわかりました。しかし、会議が多くても形骸化してないか。ここで大変失礼な言い方になるかもしれませんが、それとも町長さんの独断専行になっていないか。そうでなくてということであれば、じゃあ逆に責任の所在が曖昧になっていないかというようなことも思うわけであります。その点について、町長さんにお尋ねいたします。失礼ですけれども、形骸化してないか、独断専行になっていないか。

2つ目、それでは、これだけの会議を持たれてやっておられるのに、私が先ほど指摘しました全てがだめということじゃありませんので、その辺はかみ分けてお答えいただきたいんですけども、どうしてこのような問題が起きてきているのか。これを単刀直入に町長さんに御答弁を求めます。

それと3点目、私の思うには結果ありきが先に来ているんじゃないかと。結果が先に決まってきた、対策が後からついてきているんじゃないかというような推測をするわけです。

例えば、工業団地なら離山、エコドームであれば岩手、土地分譲であれば北、何かそういった町長さんに北のほうに何かこだわりがあるのかなあというような、道の駅も北でございましたが、そんなことも勘ぐりでお話ししてはいけないわけですが、そういったようなところにも何か問題点が内在してないかと思うところがあるわけですが、1つ、結果ありきで対策が後からついてきてないか、その3点、町長さんにお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず経営統合会議等会議が形骸化していないかという問題でございますが、先ほど説明いたしましたように、その下に幾つもの専門部会等を設けながら、またその中では当然職員が現場での意見を吸い上げるためにアンケートでありますとか実態調査とか、そういったものを踏まえて上がってくるわけであります。

そういったものを最終的に町長の責任において判断するというところでございますので、決し

て会議が形骸化しているわけではなく、やはりいろんな会議を踏まえる中で、いろんな意見をくみ入れる中で、まさに独断にならないような形での進行、運営というものを持っているところでございます。

責任の所在、会議に預けるのではなく、最終的に判断させていただく私の責任がそこにしっかりあるという思いでいろんな会議等を進めさせておっていただきますので、決して形骸化しているということはないというふうに思っております。

また、問題がなぜ起こるのかということでもあります。

これはやはりいろんな問題が考えられると思います。議員、先ほど質問の中のことで、新たに細かくいろいろとおっしゃいました。企業誘致のこと、安価な土地だけを目指してやったのかとか、あるいは半兵衛の里は地元の取り組み不足に転嫁していないかとか、あるいはエコドーム、何でもっと中心的なところでやらんのか、あるいはまちづくり協議会、事前説明がなっておらんやないかというような御指摘がございました。

それぞれにいろいろと積み重ねてここに来たところでございます。このことについては、議会等にも委員会、あるいは本会議等でも御質問いただく中でお話をさせていただいています。ぜひこういったことは議事録に全て残っておりますので、どういった思いでこういった事業を進めてきたかということも、またしっかりと調べていただく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

ただ、こういったことが起こる一つの要因として考えられるのに、やはり情報の共有化の不足の部分があるのではないかと。やはりこちら辺はしっかりとこれからも取り組んでいく必要があるというふうに思います。ただ全て完璧にといいますか、100%の目標を最初から目指すというのはもちろん大事でありますけれども、100人いれば100人の方に全て同じ思いを共有していただくということはやはり非常に難しい部分がございます。そういったところから、問題化というか、その人にとって違う部分というのが問題として出てくる部分というのはあると思っておりますので、今後もさらなる情報の共有化を図りながら、一緒に意思決定をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから最後、非常に心外でございませぬけれども、結果ありきかと。要するに、意図的に北を積極的に進めているのではないかというような御発言でございましたが、決してそのようなことはございません。

この事業を進めるに当たって、今申しましたようにさまざまな意見をいただきながら進めておる状況の中で、ある部分に偏ったとか、そういったことは決して思っておりません。私は全垂井町の町長でございます。そういった思いで行政を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） よろしくお願いたします。

大きく2点ほど質問を用意しております。

まず1つは、住宅用の太陽光発電システムに対する補助金について。もう1点は、府中小学校の屋上に設置した太陽光発電システムの運転状況についてでございます。

あと、それらの補助金の目的とか概要について、それらの効果はどのように検証されていくのか、目標に対して達成度はどうやってはかられていくのかなどについてお尋ねをしたいと思います。

あと通告のとおりでございますけれども、余剰電力の販売価格の単価に上乘せをする補助金を新設すべきではないか。また、補助の対象は事業用発電や水力、風力発電にも拡大すべきだというふうに御提案を申し上げているところでございますけれども、それぞれ担当の課長さんから御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 安田議員から、1点目の太陽光発電の補助金等々、目的、効果についてということで御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

太陽光発電システム設置補助金は、環境と共生をする循環型社会の形成を目指しまして、自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化対策を推進するため、平成23年度から交付要綱を制定して運営しているところでございます。

平成23年度には87件、合計の最大出力が406.19キロワット、平成24年度9月10日現在で33件でございます。合計が、最大出力149.61キロワットでございます。昨年度より120件ございます。

交付決定額といたしましては、902万7,000円の補助をしております。

効果といたしましては、実証はなかなか難しい、困難ではありますが、再生可能エネルギーの普及に大きく寄与していると考えております。

また、余剰電力の売電単価の上乗せをする補助金の新設の提案でございますけれども、現在、売電に関しましては中部電力と、太陽光契約によりまして1キロワット42円で買い取り契約をされています。

議員言われる売電価格に上乘せの補助金を行うとすると、申請者から月に1度ないし年に1度報告を受ける形になります。仮に年1度申請とすると、導入時にはメリットがなく、1年後にならないと金額が明確にならないというデメリットもございますし、この補助金を設置後何年間有効とするのか、その検討も必要になってまいります。また、近隣市においても同様の制度を設けていた自治体もございましたが、平成24年度からは従来的一般住宅用の太陽光発電システムの設置補助金に変更された経緯もございます。これらのことから、上乘せ補助金の制定は現段階では難しいと考えております。

また、補助対象を事業用の発電や水力発電、風力発電にも拡大すべきではという提案でしたが、あくまでも個人に対する補助金を行うことにより普及活動を想定しておりますの

で、事業者に対する補助金は現段階では考えておりません。

また、水力発電とか風力発電につきましては、設置条件が難しい面もあると考えております。現在の太陽光発電システム設置補助金制度による普及促進も進んでおると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 安田議員の、府中小学校の屋上に設置しました太陽光発電システムの運転状況並びに目的、効果につきましての御質問にお答えをいたします。

府中小学校の太陽光発電設備は、平成23年度に実施しました耐震補強大規模改修事業によって設置しました設備でございます。この太陽光発電設備は、多結晶シリコンを使用した太陽電池モジュールを88枚設置して発電を行っております。

お尋ねにありましたこの設備におきます総発電量につきましては、平成23年11月29日から今年、平成24年8月12日までの合計でございますが、1万6,496キロワット時となっております。

また、余剰電力販売単価につきましては、非住宅用として1キロワット時40円となっております。また、販売電力の総量と金額につきましては、販売電力の総量が1,803キロワット時となっておりますので、これに単価40円を掛け合わせまして売却代金はこれまで7万2,120円でございます。

次に、学校に設置されます太陽光発電システムの目的及び効果でございますが、パネル本体や発電量モニターを教材化した学校教育の拠点としての取り組みが第一でございますが、そのほかにもCO<sub>2</sub>の削減効果や学校の年間電力需要の節約といった効果が上げられるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） 御答弁の中に、自然エネルギーの推進というのがございましたけれども、今なぜそれが叫ばれておるかということの中には、とうとう原発とさよならしなくてはならないということがあると思います。

また一般質問でこのようなお話をいたしますと、エネルギーや原発は、国やら県やら、あとは共産党さんにお任せしておけばいいんじゃないかという声を伺います。しかし、けさの中日新聞1面にもございましたけど、「原発ゼロ」閣議決定せず見送りということが載っております。またその裏の2面「どこへ行く日本」、こういう記事で「揺らく30年代ゼロ」、これは原発政策に関してであります。

要するに、国はもうやる気がありません。というか、かじだけは切ったんですけれども、惰性でどんどん進んでいくと、真っすぐ、多分50年ぐらい。このようなことをやっておると、肝心の目的がいつになっても達成はされません。

3年ほど前に、町長に、垂井町でも住宅用の太陽光発電システムに補助金を設定したらどうかというお話をしましたところ、当時の町長は、たしか個人の資産をふやすような補助金はあまり適切ではないと、このようにおっしゃっておられたようでございます。

しかし現在、状況を見ると、個人の資産にお金を使うのではなくて、個人の資産をお借りすると。例えば屋根を借りる、そして資金をお借りしてこの政策を進めていかななくてはならないときが来ていると、こういうことでございます。

議長（広瀬文典君） 質問者に申し上げます。

簡潔にお願いしたいのと、通告に基づいての再質問ということでお願いします。

3番（安田 功君） はい。

では通告に戻りますけれども、新しい補助金を設定してはどうかという御提案でございますけれども、施設に補助金を出すという、これも有効ではあると思うんですが、先ほどの課長さんの答弁にもありましたけれども、余り目標の達成度とか効果はどのくらい上がっているのかと、これが非常にはかりにくいという欠点がございます。

これを、御提案申し上げておるように、発電量に対するというか、売電単価に町が幾らか上乗せをして補助すると。これに変えますと、たちまちワット数というか、売電した電力と、それから金額と、これはたちまち効果ははかれるということでございます。

今後、垂井町の補助金もいろいろございますけれども、どの補助金もこういう効果が目に見える、見やすい補助金の付し方が必要であろうと考えております。ちなみに、町内の住宅用の発電設備、今300基稼働しておると仮定いたしますと、売電価格、町が10円補助しますと、私の個人的な計算によりますと最大で500万円、これぐらいの補助金になろうかと思われま。

垂井町として、こういうほかにはない、周りにはございませんけれども、独自の補助金を有効に設定されてはいかかかと御提案申し上げるわけでございますけれども、町長の御答弁をお願いしたいところであります。以上です。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 安田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

販売価格単価に上乗せする補助金を創設したらどうかという再度の御提言でございますけれども、基本的にこの制度の考え方というのは、発電量をいかにふやしていくかという、その発電に対する補助という形になってくると思います。

議員も先ほどおっしゃいましたけれども、私も当初、ソーラーの補助に対してはやはり個人資産という部分の考え方があったわけでありまして、こういった3・11とかいろんな状況を考えて、あるいは自然エネルギーということを考えてときに、こういったものを普及していくのは大事なことであるという思いの中で、今回新たな補助制度をつくったわけでありま。

その根本は、やはり多くの方にそういったことにかかわりを持ってもらいたい。要するに、施設をたくさんつくっていくという思いでの補助の考え方でありま。ですから、この発電量

に対する補助というよりも、やはり今現状では、先ほど議員もおっしゃった資産を借りていくという考え方からいえば、多くの施設をよりたくさんつくっていただくための補助という形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、住宅で発電量が余剰がたくさんできたとしても、やはりこれは全体の安定供給にはなかなかつながらないのではないかなというふうに思います。余剰売電という形になりますけれども、それがストックされてではなくて、やはりそのときそのときの価格になりますので、やはりトータルで見たときの安定供給というにはちょっと難しい側面があるというふうに考えておりますので、現状の施設に対する設置補助という形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後1時30分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

前回に引き続きまして、第5次総合計画について問うてまいりたいと思います。

総合計画とは何ぞやというところは、前回の一般質問でもお話をさせていただいたところでございますが、今回は中でも主にまちづくりの柱2は教育、生涯学習について問うてまいりたいと存じます。

まず初めに、学校教育に関することから御質問をさせていただきたいと思います。

先般、文部科学省は、障がいを持つ子供の通学先が原則として特別支援学校と定められている法令を改正し、普通の小・中学校に通学しやすくする方針を固めたということは、議場にお見えの皆様は既に御承知のことと存じます。

これまでの障がい児教育の施策を転換し、重い障がいがあっても、本人や保護者の意向を尊重し、生まれ育った地域の小・中学校に通うことで達成感や充実感を感じてもらうのがその狙いであり、学習支援に当たる教職員の増員や、学校のバリアフリー工事費を来年度予算の概算要求に計上するというところであります。

学校教育法施行令は、一定程度以上の視覚や聴覚、知的障がいを持つ子供は原則特別支援学校に就学すると決めており、教育委員会が認めた場合に限り通常の小・中学校に通うことが認められております。

文科省は、今年度、同施行令の改正を目指し、教育委員会が本人や専門家の意見も聞きながら就学先を柔軟に決める仕組みにするとのこととあります。こうした法令を見直すことで、障

がいがあっても、同じ地域で生まれ育ったみんなと一緒に過ごすことのできるケースは今後さらにふえると想定されます。それに当たり、文科省は学校生活や学習をサポートする教職員をふやすなど、環境を整備することで小・中学校でともに学べる体制づくりを進めるとのことであり、また特別支援学校と小・中学校間の転入学もしやすくなると、重ね重ねの朗報を発表されました。

健常児も障がい児も、皆学校を卒業すれば社会に出ていかなければなりません、同じ学校環境下で過ごすことにより、将来にわたり子供たち同士でさまざまな思いを共有できるような仕組みづくりが進められることは多いに歓迎すべきであり、特別支援教育に当たる教職員、支援員不足の解消や、まだまだ改善の欲しいバリアフリー化に向けて、我が町こそ積極的に対応していくべきであると御提言申し上げます。

そこで、1点目のお尋ねとして、こうした方向性を受け、我が町としてのお考えはどのようなのか、お尋ねをいたします。

2点目、これまでも幾度となく御指摘等を申し上げてまいりましたが、第5次総合計画にお示しのある専門的知識を持った講師の配置についてですが、事業費の伸びはあるものの人員に関しては増加が見られないという部分に関し、実態はどうであるのか。これまでの取り組みを含め、さきに述べた文科省の方針にて我が町が改善できる点、取り組むことのできる点はあるのか、お尋ねをいたします。

次に、生涯学習に関することについて入ってまいりたいと存じます。

文化会館並びに社会教育施設、またスポーツ施設についてお尋ねをいたします。

今回、決算審査においても指摘があったように、町内全体を見渡しても本町の持つさまざまな公共施設は、老朽化という課題を抱えております。また、加えて防災に関する町民意識の高まりなどにより、安心・安全の公共施設が望まれておるのは間違いなく、それらに早急に対応しなければならない緊急性の高いものも見受けられることから今回の御指摘に至ったと御理解いただければと存じます。

これまでも、町長御自身でもお認めになられているこの庁舎自体についても、御指摘を繰り返し申し上げ、また所管は少し別のところとなりますが、安心・安全、防災という着眼点から、本町にあります消防署についてもさまざまな場面で御指摘を申し上げてまいりました。

いずれを見ましても、我が町の公共施設は老朽化という課題を初め、その他多くの課題を抱えた状況下にあります。そうした課題を幾度となく御指摘申し上げてまいりましたが、ようやく正面から捉えていただいた結果が、先般開催されました総務産業建設委員会にてお示しのあった、垂井町役場庁舎問題検討資料がその課題解決の最初となるであろうお示しではないでしょうか。まだまだ具体的なものではありませんが、このお示しをいただけたことには高く御評価を申し上げたいと存じます。

そのような中、昨今の社会情勢、財政状況下でのいわゆる箱物建設は非常に厳しいとされがちではありますが、これから申し述べます町内公共施設においても見過ごすことのできない実

態があり、先ほども同僚議員さんの質問により、総務課長もお話しされてみえましたが、施設台帳をしっかりと管理される中で、庁舎とあわせて総合的に整備計画を進めていかなければならないときに来たなあと、改めて御指摘をさせていただきます。

さて、今回は町民皆様が多く集う機会の多い文化会館と中央公民館、垂井地区公民館、そして朝倉にあります町民体育館についてピックアップさせていただき、それぞれを問うてまいりたいと存じます。

まず初めに、文化会館においてですが、文化会館は人件費を含め毎年4,000万円ほどの予算で維持管理されております。自主事業もさまざまな工夫をされ、町民皆様に親しみのある会館運営に努めていただいているものと承知をしておりますが、今年度は耐震補強基本計画作成業務委託料360万円が計上され、今後の文化会館にかかわる重大な道づけとなる計画がいよいよ示されるところであります。

そこで、1点目のお尋ねは、この委託で計上のある文化会館の計画はいつ示され、どのような内容が予定されているのか、今後の文化会館のあり方を含めお尋ねをいたしたいと思います。

また2点目として、社会教育施設中央公民館に関してであります。5次総中にもお示しのある平成26年度に耐震補強計画等となっております。

中央公民館に関しては、今後そのような計画はあるものの、果たして耐震補強でいいのかどうか疑問であり、バリアフリーの観点など利便性、公共性、あるいは安全性等にすぐれたものとかげ離れているのではと、強く御指摘申し上げます。

とりあえず5次総に示されたそのような計画をもって今後を決めていくのが流れかとは思いますが、多くの町民皆様が集まる場所でもあります。安心・安全の提供は当然のことです。

また一方で、目的外使用の許可はあれど、垂井町の教育全てをつかさどる関係機関の設置が、今後においてその場所で適当なのかどうかも検討課題ではないかと御指摘を申し上げます。

あわせて、老朽化の著しい垂井地区公民館に関しましても、今後のまちづくりを大きく担おうとする拠点としてふさわしいものへと整備を進めていかれるべきと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

また、続いて3点目となりますが、今月末より開催されます国体関係でも、多少整備があったとお聞きしております朝倉町民体育館について、老朽化やこれからのスポーツスタイルを考えますと、利用者の増が見込めないのではと思っておりましたが、5次総中では増となっております。

朝倉町民体育館について、その増とされた理由や、現状と課題をお尋ねいたします。

以上、2点目の生涯学習関係については多数の施設にまたがり御質問させていただきますが、御答弁のほうよろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 木村議員の、特別支援教育に当たる教職員、支援員等の対応についての御質問にお答えをいたします。

これまで町では各園、学校が個別の支援計画等を作成し、子供たちの個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図り、推進してまいりました。

現在、学校教育法施行令の改正に関する新たな通知等は県からまだありませんが、今後、通知が参りましたら検討させていただき、議員御指摘の内容も踏まえ、就学指導を充実してまいりたいと思います。

次に、第5次総合計画にあります専門的知識を持った講師の配置についてでございますが、幼稚園、小・中学校の個別に支援が必要な子供たちの支援員、講師につきましては、子供たちの実態を踏まえ、各園長先生、校長先生と相談しながら配置を検討しております。

特に、今年度は特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している子供たちへの支援も充実してまいりました。それは就学指導の対象となる幼児、児童・生徒数が平成22年度は小・中学校89人から平成23年度128人と39人増加しており、通常学級でも支援が必要となっているからであります。

そこで、平成23年度は個別支援講師が小学校8人、中学校1人でありましたが、平成24年度は小学校13人、中学校2人に増員しているところでございます。

最後に、特別支援教育の専門員につきましては、専門員が、子供たち、保護者の皆さん、地域の皆さん、教職員の皆さんと相談できる体制を強化するために特別支援教育の専門員の増加について検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 教育次長 多賀清隆君。

〔教育次長兼生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

教育次長兼生涯学習課長（多賀清隆君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

まず第1点目の文化会館の計画についてであります。その前に補強工事の必要性の耐震診断につきましては、 $I_s$ 値が0.7以下の場合、倒壊のおそれがあるとされていますが、文化会館の耐震結果は基準値以下でありますので、本年度の耐震補強基本計画策定業務につきましては、基本的に耐震に係る補強について、どのように補強していくかを策定するものでございます。

昭和56年3月に開館して、現在まで、空調設備、音響設備、照明設備等各種機器を使用していますが、それぞれ修理、更新等を行いながら維持してきております。建設から31年となり、老朽化も著しく、機械本体そのものも更新の必要な時期となってきております。

今後、耐震と空調設備、音響設備、照明設備等、施設全体の改修も含めた大規模改修事業として実施計画策定の中で反映し計画をしていくものであります。

2点目の中央公民館についてのお尋ねであります。昭和46年3月に建設されました施設であり、耐震診断を実施した結果、基準値を下回っておりますので、今後耐震補強工事を進めてい

かなければならないものと思っております。

また、館内のバリアフリー化につきましては、平成6年におおむね館内施設のバリアフリー化に努めてきたところでございます。玄関入り口にスロープを設置し、施設内では洋式トイレの設置、各会議室等の出入り口は段差のないものへと努めてきたところでございます。

また、教育委員会事務局のあり方につきましては、本来的には役場庁舎内が基本であると考えておりますが、役場庁舎も手狭になり、平成6年の中央公民館改修に伴いまして中央公民館1階に教育委員会事務局を、県を通して文部科学省へ目的外使用による届け出をし現在に至っているところでございます。

次に、垂井公民館に関しましては、昭和50年に建設された施設で、1階は商工会、2階から3階が垂井公民館として利用しているところでございますが、垂井公民館の耐震診断によれば、中央公民館と同様に基準値を下回っているとされ、今後においても地域の拠点施設として、この施設におきましても耐震補強等館外施設の一部改修が必要であると考えております。

3点目の、朝倉町民体育館の国体関係に伴います整備につきましては、前年度までの取り組みといたしまして、体育センター入り口のスロープの設置を初めとして、体育館内では身障者用トイレの配管の修繕、床、フローリングの張りかえ、天井ボードの張りかえ、ステージ周辺の壁張りかえなど一部改修を行ってきたところでございます。また、本年度の事業として、音響設備として放送設備一式を取りかえたところでございます。

今後の課題につきましては、観覧席の増設、フロアの全面改修、電気設備の改修等が課題としてありますが、町民体育館の建設は昭和54年において建設されたものであり、耐震診断の結果は基準値以下とされ、今後、耐震補強工事及び大規模改修事業として考えております。

次に、町民体育館の利用状況につきましては、前年度比3.5%減の利用件数であり、利用延べ人数につきましては3.6%の増であります。利用件数は微減であり、利用人数は微増であったといった形でございます。

今後、ぎふ清流国体を契機にスポーツ活動の推進を図るとともに、朝倉運動公園の目的にありますように、町民の皆さんに愛される、スポーツを通して町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活を送っていただくためのスポーツ活動の拠点施設として、引き続きスポーツ活動の推進と、4月から朝倉運動公園施設につきましては生涯学習課所管の施設となりましたので、中央事業としての新たなスポーツ事業の開催などを通して利用者の増を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 木村議員の御質問の中の、文化会館、中央公民館、垂井公民館、それから町民体育館について、私のほう総務課におきましては、財産管理という総合的な観点から少し御答弁をさせていただきたいと存じます。

それぞれ今申しあげました施設、社会教育施設と申しあげておりますけれども、それぞれの施設の課題及び今後の対応につきましては、先ほど生涯学習課長が答弁したとおりでございます。

もとより垂井町につきましてはこういった社会教育施設、早くから生涯学習といえますか社会教育に取り組んできた経緯がございまして、中央公民館を初め町民体育館につきましては、他市町村よりも先駆けて整備をしてきたところございまして、議員御指摘のように老朽化が顕著なものになってきているのは否めない事実でございます。ほかにもこういった公共施設、保育園、幼稚園等あるわけでございます。中には耐震補強といえますか、I s 値が基準値以下であるものも多々あるわけでございます。

しかしながら、庁舎問題等につきましては、防災の拠点であることについては、これ間違いない事実でございます。今後この庁舎問題も含めまして他の公共施設、老朽化及びバリアフリー化、並びに耐震化につきましては、先ほど丹羽議員の御質問でも御答弁させていただいたように、総合的にマネジメントしていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

そういった観点から、さきの総務産業建設委員会の中でも御説明させていただいたように、現在の公共施設の現状と課題をつぶさに把握するとともに、整備の必要な経費等につきまして洗い出しを行いながら、それらをもとに財政面、それから施設整備の優先度ですね、そちらの部分について検証をしながら、施設整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

総合的な見地から、私のほうから答弁をさせていただきました。  
議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁のほう、ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思います。

御答弁いろいろありましたけれども、第5次総合計画中に示された数値よりも今既に多く達成できていたりとか、これから達成できるんじゃないかといって多く達成できることを見込んでいるということは歓迎すべきことですので、今作成に当たっていただいている後期計画に当たっても、それらは積極的に取り組まれないかと考えております。

まず1点目の特別支援教育について、学校教育関係についてですけれども、課長さんより、通知があったら充実していきたいなあというような、ちょっと何か消極的な御答弁でもあったんですけれども、把握されておるように、通常学級でも対象児童はふえておるということで、毎回これ御指摘、御提案、いろいろさせていただいていますけれども、支援員の増というのは検討段階というのはもう過ぎておりまして、ぜひ積極的に、国の方針ですとか方策を本当に取り入れていただいて、ぜひ垂井町は必要なんだよというところをもう一度投げかけていただきたいなあ。

やはり新年度の、来年度のクラス編成にもよるかと思いますが、やはり今から、既にもう今でも支援員さんの不足というのは生じておるかと思いますが、ぜひそこらあたり、支援員不足を解決する具体的方策というのをいま一度お答えいただきたいなあと思います。

あと、次ですけれども、生涯学習について。

あれこれと施設のことを申し上げましたので少し混乱させてしまって申しわけないなあと思っております。同僚議員さんも庁舎ということで御指摘がありました。御答弁にもあったように、本来は庁舎内という形で、庁舎とともどもにいろいろと考えていかなあかんとすることは当然なんですけれども、適切な設置とか、対応すべきということで、目的外使用ということもしていらっしゃるということから、やはり公共施設というのは適切に今後もやっていっていただかなあかと。

その中に、当然大事なのは安全管理上ということが、とにかく安全で町民さんが多く集うところでもありますし、あと当然多くの職員さんが働いてくださっている場所でもありますし、そういったところを後回しにはできないなあという観点から、安全管理上、やはり今後老朽化した施設は解体ですとか、例えば廃止ですね。統廃合等というのも視野に入れていかなければならないかと思いますが、そのあたりもあわせて検討はいただいておりますのかどうかということをちょっとお答えいただきたいと思います。

総務課長さんの御答弁にもありましたように、垂井町は公共施設整備を先駆けてやってきたというお答えがあった。その先駆けてやってきた結果、やはり先駆けて対応していただくとことは大事だと思いますね。

周辺市町村を見ていましたら、垂井町よりも後に建った施設をもう先に整備していっていると、そういった状況を見てどのようなお考えを持ってみえるのか、再度お尋ねをしたいと思いますし、やはり総合的にマネジメントをする中で、これ総務課長さんのお答えはこの間の視察が生きているなあという感じがして、とても評価をさせていただくんですが、やはり庁舎の問題の検討資料が出てきた中で、整備の時期ですとか優先順位というのもやはり公共施設全てをあわせて出していただかなければならないと思いますが、その点も再度お尋ねをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

答弁の中で、今後、通知が参りましたら検討させていただきますという話をさせていただきましたが、ちょっと言葉足らずでございました。

この部分につきましては、先日、7月24日だったと思いますが、ある新聞記事から、障がい児の就学先について、専門家の助言を得ながら子供たちを今よりもさらにさまざまな学校で学べるようにしていく委員会をつくるということについて、今後、まだ今のところは国から、法的にきちんと整備されていませぬので、そのことについて法が改正されて通知文が来ましたら

対応していきますということでございます。

なお、今御指摘がございましたADHD、LD等の通級学級等につきましては、皆さん方の御理解をいただきながら、少しずつ充実させていただいている現状でございます。

支援員をどう求めていくかということにつきましては、いろいろな方々に情報をいただきながら、早目に手を打っていきたいと思っております。

十分な説明でないかもしれませんが、御理解と御協力いただければありがたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 木村議員の、老朽化に対する整備の観点でございますが、この老朽化につきましては、やはり耐震化の問題とあわせて検討していかなきやなりません。

そういったことから、町内の多数ある施設を、そこらも耐震化、それから設備の老朽化とあわせてやっていこうと思えますと相当な経費がかかります。非常に財政的にも緊迫しておる状態も多々あるところもございます。

そういったことから、若干この老朽化対応につきましてはおくれている部分がございますが、先ほど来も御答弁いたしておりますように、全体的な把握を行う中で、早々にできるものについては対応していきたいというふうに考えております。

それと、これ教育委員会の所管の部分にも入ろうかと思えますけれども、教育委員会の事務所、公民館の中に目的外使用しておる部分につきましては、これは文科省等の許可をとりながらやっておるところでございますが、しかしながら、教育委員会と町長部局との連携はとれてないかという、そうではありませんけれども、やはり同一の場所にあるということにつきましては非常に望ましい部分があると思えます。

したがって、この教育委員会の事務所等につきましても、この庁舎問題をここの部分で、建築するのか、あるいは他の場所へ出ていくのかということとあわせて、その問題につきましては十分検討してまいりたいと思えますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問のほうを進めさせていただきます。

まず第1点目ですけれども、同僚議員と重複するところはございますけれども、通告どおりということで進めさせていただきます。

企業誘致と企業の転出抑止についてと題してお話をさせていただきます。

話題となっております離山が企業誘致候補地となって以来、空白の時間を含め多くの時間を費やしてきました。当初は、地元や地権者への説明会を開き、また離山周辺地区たよりも発行し、地元ではおおむねの了解と開発への期待を持って見守られてきたことと思えます。

いつしか離山周辺地区たよりの発行も途絶え、農地の開発行為が認められず、農政局との交渉が難航し、選択肢を狭められた中での開発規模の見直し、当初計画のおよそ2分の1となる面積への縮小、造成時に出る土の搬出处分費用など、今後の先行きに対する不安もあり、一時は開発を取りやめる決断もあるというふうに私自身は思っておりました。

その矢先、今9月議会直前になって、地元地権者に対する説明会が開催されました。中川町長は、この地での企業誘致に対する並々ならぬ決意を表され、これまでの足踏み状態から一歩踏み出すよいきっかけになると期待をしております。

今、説明会で住民から出された意見についてはしっかりと受けとめていただき、私のほうからは以下の質問をいたします。

まず開発規模の縮小により、当初の計画と大きく変わった点、計画変更前には、山の部分の土を農地部分に埋めることによって土を持ち出さないとの報告を受けてきました。しかし、今回示された計画変更は、ほぼ山の部分だけの開発となりますので、山の部分の土をどこかに搬出しなければなりません。そこで、搬出される土の処分量について、何立米になるのかをお尋ねいたします。

また、その際の立米当たりの搬出处分に係る単価とその総額は幾らになるのか、また開発に係る坪当たりの金額を、計画変更前後で変わらないことを前提として考えた場合、搬出处分費用の金額を当初予定していた販売価格に上乘せをして販売するつもりなのか、この3点についてお尋ねをいたします。

さて、この厳しい経済情勢のもとで、進出する企業がどれくらいあるとお考えでしょうか。県の企業誘致を担当する課では、どれくらいの数の企業がこの岐阜県を誘致先として求めているのか、その点について産業課ではどこまで状況把握をしておられるのか。また、どのような企業がどれくらいの面積を、どれくらいの坪単価で求めている、いつごろまでに進出したいと考えているかなどの情報であります。この点について、中川町長はどの程度現状認識をされ、どのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

今ここで申したことは、当然しっかりと把握をしておられ、想定内のこととしてはっきりと回答されること、そのように思いますけれども、進出企業のめどを立てて開発されると思いますが、本町の財政面から、ほかの施策、今後に係る費用などを考えますと、現在のところ当てのない見通しに投資をする余裕などないと考えております。

先行して開発行為を行った後で誘致先の企業を探す余裕などないことは、誰の目にも明らかであります。開発が進み、塩漬けとなってしまう前に手を打っておく必要があるからこそ、今この時点でお聞きをいたします。

次に、こうして新たな企業が本町に進出していただくことは大変ありがたいことですが、もう一方では、町内で操業している企業が事業拡大のために用地を確保したいと考えられた場合を御想定ください。

その企業は、これまでの工場に隣接した用地を希望されたとき、その土地が農地でありまし

た。事業拡大のため土地の購入を決意し、地権者とともに役場を訪れました。垂井町には都市計画があり、農地以外の土地利用はできませんよという役場担当者からの回答がありました。この企業は、垂井町を諦めて町外のもっと広大な敷地を確保できるところに移転をされました。

このようなケースは、これまでもあった事例ではないでしょうか。このケースのように、隣接した用地が農地であっても開発できる方法を我々議員や行政サイドがしっかりと考えなければいけないと思っております。無秩序に農地を開発することを望むものではありませんし、また大垣都市計画区域から離脱をすれば済むという単純なものでもないことも理解しております。

町民がおおむね理解をできる面積、開発規模となる場合においては、開発許可をされる仕組みが必要ではないかと考えます。今現在、開発できる制度があるのか、また本町の条例や開発計画の策定等で可能となるものなのか。企業の転出抑止という観点から、この問題について建設課と産業課に所見をお尋ねいたします。

続いて2点目でありますけれども、こども園における保育と教育についてと題しましてお尋ねをいたします。

現在進められている幼保一元化施策は、来年度からスタートをいたします。垂井東こども園では、幼保一元化となる施設運営が開始されます。また、本定例会の補正予算でも、(仮称)垂井こども園に係る予算が計上されております。

これまで私のもとには、現在の幼稚園児の就園時間の延長を望む声が保護者の皆さんからたくさん寄せられてきました。私自身、幼保一元化を積極的に推進しなければいけないとの強い思いでございました。また、平成20年の文教厚生委員会では、掛川市と牧之原市を訪問し、幼保一元化に向けた施設整備計画や再編計画などの内容について、先進地視察を行ってまいりました。

私は今日まで推進に向けて取り組んできましたし、今後も推進する立場に変わりはありません。しかし、ある町民の御指摘をいただき、一抹の不安が頭をよぎりました。なぜこれまで垂井町では幼稚園が保育園ではなく、小学校と併設もしくは至近距離に建設をされてきたのかを考える機会となりました。

これまで幼稚園では幼児教育に取り組み、小学校入学までの準備期間としての役割を果たしてきました。また、保育園舎から幼稚園舎に移ることで子供たちの気持ちの上でも大きな変化があったでしょう。その幼稚園での生活で、小学校の児童たちが校庭で遊ぶ姿を間近に見て、また学校給食と同じメニューの食事をとり、児童の生活を身近に感じるようになってきました。幼稚園が小学校と隣接していることは、小学校入学時の戸惑いを少なくし、早く小学校での生活に慣れることができるようにと、そんな配慮と理由があったのかもしれません。

我々議会への説明や各地域で行われた説明会において、保育指針と幼稚園教育要領について、文字や言葉では一体化に向けたすり合わせができて、現場における5歳児だけを捉えたときのこども園での生活では、保育と教育がどのように違い、どう一体化していくのか不安を感じ

ております。

小学校の準備期間としての5歳児の保育と教育内容について、学校教育課、健康福祉課、それぞれの立場での考え方をお聞かせください。同じ回答であると思いますが、あえてお尋ねをいたします。

来月にはこども園の入園説明会が予定をされております。新制度で、こども園にお子様を入園希望される保護者の皆さんが、この説明を聞いて安心して子供を通園させることができるような、丁寧な御説明をお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 藤埴議員よりの御質問の中で、私のほうからは4つの質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点でございますが、搬出处分される土は何立米かという御質問でございますが、実測にて平坦にならした場合の土量を算出したところ、切り土44万立米、盛り土21万立米、およそ23万立米の残土処分が伴うということでございますが、実施測量を行い土地利用計画を確定する段階で、平坦な造成ではなく段差を設けるなどの工夫をして搬出量を軽減することも今後の課題であると考えております。

2点目の、立米当たりの搬出处分金額は幾らかという御質問でございますけれども、搬出場所の条件にもより、明確なことは言えませんが立米当たり1,000円ぐらいと試算しております。実施の段階までに、なるべく安価な処分方法を検討したいと考えております。

また3点目の、搬出处分費は販売予定価格に上乗せをさせるのかという御質問でございますけれども、販売予定価格は地価の動向から見て適切な価格で定めるが、基本的には事業に直接要する経費は販売価格で賄うように努力いたします。このため、残土の搬出处分費用は事業に直接要する費用であることから、販売価格に反映させることになると考えます。

4点目でございますけれども、誘致先の企業の状況は把握されているのかという御質問でございますけれども、工事完了後、速やかに企業が進出できるよう進めております。事業の進捗状況に合わせて誘致活動を行い、相当な雇用の創出が期待できる企業の誘致に努めてまいります。

このことにつきましては、本事業が実質的に動き出したころから県の企業誘致課と連絡を密にして、当方の事業を円滑にすることの相談をする中で県内に大規模用地を希望する企業の情報提供を受け、輸送用の器具、製造業だとか一般機械製造業、食料品製造業など幾つかの希望企業があるとは把握しております。しかし、現段階では当方の企業進出状況から、先方に進出する可否の診断を求めるまでに至っておりませんので、直接的には誘致活動は行っておりません。

今後、この手法や手続、また地権者との交渉を行い、土地利用計画を進める中で誘致活動に力を注ぐこととしておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 藤墳議員の1番目の御質問のうち、企業の転出抑止について、開発許可制度の視点から答弁をさせていただきます。

市街化調整区域は市街化を抑制するための区域であり、区域内での建築等の開発行為については都市計画法第34条で規定されております。具体的には、当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場、その他これに類する建築物の建築に係る開発行為、あるいは市街化調整区域内の鉱物資源、観光資源、その他の資源の有効利用をする上で必要な建築物の建設などに係る開発行為などに限られます。

これらの条件に適合する場合は当該建築物に係る適合証明が出され、許可権者である岐阜県により開発が許可されることとなります。さらに、いずれの場合も、申請者は市街化調整区域内のその土地でなければ事業ができない理由を説明し、やむを得ないと認められるものでない限り許可を得ることはできません。

これらの理由から、現行の法令の規定に基づいた手続が必須でございまして、町が制定した条例等により許可できるというものではございません。許可の可否は行われる事業の内容次第ということになりますので、開発計画に際しては、町、県と十分な協議をお願いしておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤墳議員の誘致に係る部分について、現状認識、それから転出抑制のことについて、私のほうから思い等を述べさせていただけたらというふうに思います。

まずこの現状認識でありますけれども、2年ほど前から取り組んだ事業が、農地法の改正等もあったわけで、大変苦勞してここまで来たと。当初、12ヘクタールの計画が6ヘクタールぐらいの規模で今これから何とか進めていこうという状況であります。今担当所管からもお話をしたように、まだまだクリアしなければならない課題が残っておりという状況の中ですが、何としてもこれやはり進めていきたいという強い思いを持っておるところでございます。

塩漬けにならないようにしっかりやってくれという思いでの御質問かというふうに思いますけれども、現状的に言いますと、2年前、22年のころに県の企業誘致課等にあった情報で、5ヘクタール以上の面積を希望する企業というのが11社ぐらい当時であったんですが、残念ながら、この24年に至っては半減しておるといった状況にございます。やはりこれは企業活動の影響もあるというふうに思いますが、ただ一方で、5ヘクタール以下でも進出を考えている企業というのが二十数社あるというような状況の中で、こういったところにもターゲットをこれから広げていくことが必要になってくると思います。

ただ一方で、この土地、やはりしっかりと道筋の立った状態でないと営業にも行けないとい

うような状況がございます。今後、ですからできてから営業ということではなくて、同時並行的にはなりますけれども、そういった部分、今県の企業誘致課等とも情報をとりながら、あるいはいろんなところから情報をとりながら、営業活動も進めていく時期が来ておるといふふうに思います。

今後いろんな場面で情報を出す。当然、町内にも垂井町の工場会というものがございますし、先ほども転出抑制ということがございましたけれども、基本的に言えば町内の企業の方であっても新しい土地を求めてそこに出られるということも可能なわけでございますので、そういった情報を出すことも必要かというふうに思います。

また一方、今建設課のほうから、新しい条例というのはなかなか難しい部分があるということでございますけれども、農地法のことではありますと、原則的には優良農地でそれ以外のものは転用できないということであるんですけれども、例外として、既存敷地の面積の2分の1を越えない場合、つまり1.5倍以内なら隣接してやれるという例外的な取り扱いもございます。既存企業でそういったことを望まれるところがあれば、しっかりとまたサポートをしていきたいということも考えておりますし、また新たな土地ということであれば、そういう部分も考えていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、土砂の搬出であるとか、一部また県との協議で農地をかえていかなければいけない部分、そういったところを踏まえて、あるいはその企業をどう見つけてくるかというような課題を抱えながら進めていくわけでありましてけれども、塩漬けにならないような形でしっかりと取り組んでいきたいという思いでございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 藤壇議員の第2点目の、こども園における保育と教育についての御質問にお答えをいたします。

こども園における5歳児の保育と教育内容についてでございますが、町では幼・保、小・中連携協議会を発足して2年目となります。この連携協議会は子供たちの健やかな成長を願い、ゼロ歳児から15歳児まで一貫した指導を行うために、保育園、幼稚園、小学校、中学校の指導のよさをお互いに知り合い、伝え合い、共有し合うことで子供たちにとって戸惑いを減らし、滑らかな育ちを目指すための取り組みでございます。

例えば、保育園、幼稚園、小学校では、自分の靴やかばんの整理整頓や給食の配り方、後片づけの仕方、時間を守って生活することなどについて互いの指導内容を知り合って、子供への教育に生かしております。

また、議員御指摘のとおり、保育園では保育指針をもとに保育を、幼稚園では幼稚園教育要領をもとに幼稚園教育を行っております。こども園になりましても、これまでの保育と幼稚園教育のよさを引き継ぎ、さらに改善した教育カリキュラム等も整備しているところでござい

す。その際、保育園でも幼稚園でも、幼児期の発達を踏まえ、元気に遊ぶ子供を育てること、思いやりを持ち道徳性の芽生えを培うこと、仲間とともに楽しく遊ぶ環境づくりについて今後とも基盤として進めてまいります。

特に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っております。幼児一人一人の秘めている可能性は、日々の生活の中で幼児が会う環境、それは人、物、場面、状況等を含めて、全てのことによって開かれていきます。幼児の生活や遊びといった体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として社会とかかわる人として生きていくための基礎を培っています。

町内の保育園の保育士や幼稚園の幼稚園教諭の皆さんは、言葉がまだ十分に話せず自分の思いをうまく表現できない幼児に寄り添い、実に見事に幼児の思いをくみ取り表現させながら、幼児の可能性を引き出していただいております。さらに、保育士や幼稚園教諭の皆さんによる確かな指導のおかげで、幼児が自分の力でできた成功体験を実感しております。今までも幼児の発達を促すように指導いただいております。

こども園になりましても、これまでに述べました指導をより一層行ってまいります。また、今まで保育園と小学校、保育園と幼稚園、幼稚園と小学校が互いに交流活動を実施してきております。こども園になりましても、小学校との交流をさらに実施してまいりたいと思います。

最後に、こども園におきましても小学校への入学に向けた準備期となるアプローチカリキュラム及び入学当初のスタートカリキュラムを子供の目線で改善し、子供たちにとって滑らかな接続ができ、安心して小学校生活が送れるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 藤壇議員の御質問の2点目、こども園における保育と教育についてのこども園における5歳児の保育と教育内容について、健康福祉課の考え方についてお答えをさせていただきます。

平成25年度から開設いたしますこども園は、就学前の教育と保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして開設するものでございます。このことから、小学校の準備期間としての5歳児の保育と教育について、こども園の生活の中で、ここまでが幼稚園における教育の領域、ここまでが保育園における保育の領域に分けられるものでないと考えております。

保育園から見た教育は、従来から保育園において行われている教育が幼稚園で行われている教育の内容を含んでおり、5歳の時期に身につけることが望まれる発達の援助を保育士が担ってまいりました。保育所保育指針で示されている教育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域から成り、幼稚園教育要領と同じ内容で構成されており、幼稚園教育要領との整合性を図った教育がされているところでございます。

議員御指摘の5歳の時期の教育は、量や形となってあらわれる、これだけできるというもの

でなく、活動することや体験することで豊かな心情、意欲、態度を身につけ、将来への生きる力の基礎を育てていくことだと考えております。

このことから、5歳児に対する教育はこども園において大きく変わるものでなく、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づいた新たな新指導計画に基づき、こども園での生活の中で幼稚園教諭、保育所保育士の両資格を有する職員が一人一人の子供に必要な発達の援助をしっかりと行ってまいります。

一方、こども園は、保育園の機能として児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子供の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設としての役割を担います。こども園の生活の中では、保育に欠ける子はもちろん、保育に欠けない子であっても一人の子供として大事にされ、愛され、そして命が守られ、情緒の安定が図られなければなりません。

このことから、こども園は保育と教育の機能の両面をしっかりと子供に提供していく責任があります。また、子供の生活や発達はこども園での生活で終わるものではありません。こども園が子供の発達段階における役割と責任を果たすことはもちろん、今までの子供の姿を次の小学校へ伝え、発達をつなげていくことが重要でございます。

小学校の授業で座ってられないといった場合のケースでも、何ができるのかでなく、どうかかわり方が必要なのかを伝えることで育ちを促す場合があり、今までの子供の姿を伝えることが一人一人の発達の連続性と一貫性を保障することになると考えています。

そのためにも、議員の御指摘のとおり生活の中で子供が小学校生活を身近に感じることも大切だと感じていますが、体験や経験の機会を有効に活用し子供の発達につなげるためには、子供の育ちを支える職員同士の交流や研修を通じて、こども園と小学校が互いの役割を理解することがより重要になってくるものと考えております。

保育園、幼稚園、こども園の経験や体験を通して行われる教育が、子供の小学校以降の生活や学習の基盤となることを鑑み、今後も幼児と児童の交流や職員同士の意見交換、合同研修などの機会を設け積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） こども園における保育と教育について、大変難しいお言葉で御説明をいただきありがとうございました。

説明会等の折にはもう少しわかりやすく、親さんにもよく理解していただけるような物の言い方でしっかりとお願いをしたいと思います。

差がないことは十分承知をしておったわけではございますが、私の経験で、五、六年前だったと思いますけれども、表佐保育園において5歳児が10名ほど通っていた時期がございました。その折に、その10名の子供たちを見て保育園、幼稚園全く変わらない教育をしていただいたと

ということも思っておりましたので、実はそんなに心配していることではないんですけれども、あえてこの場で申し上げたのは、今後のこども園に対する取り組みが、やはり垂井町として子供を育てる、このことに関して非常に重要であるということに自覚していただきたいと、そんな思いもありますし、今後垂井町におけるこども園施設が随時ふえていく。その中で、その施設が有効的に活用されることを非常に望む者として御意見、またこうした質問をさせていただいたというふうに思っております。

続きまして、工場誘致というか企業誘致についてですけれども、今、県内26地域55区画が余っております。これは現状認識の中で、そのことは十分承知をしておかなければならないというふうに思っております。

また、この離山における6ヘクタール余りの土地が一体何区画ぐらいに分けるのが妥当なのか、設計段階に入らなければわからないかとは思いますが、そうしたこともしっかりと踏まえた誘致が必要かというふうに思っております。やはり企業のニーズをしっかりと捉えること、これはやはりコミュニケーションにかかわるものは多分ないというふうに思っております。

先ほど町長おっしゃられましたけれども、町内企業もしっかりとアプローチをしていくというお言葉をいただいておりますが、町内に限らず出張先等、東京等への出張においては、本社が向こうにある会社がたくさんあるかというふうに思います。うちの垂井町はどうですかなんていう言葉を、いろんな機会を通じ声かけしていただくことが非常に有効かというふうに考えておりますが、その点について町長はどのように考えておられるのか、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

残区画が県内で55区画あるということですが、私自身はこの離山の土地というのは非常に地勢的にも有利な土地であるという思いがありますが、ここで先ほど質問に出ましたように、放射能の問題とか、そういうことでちょっとマイナスの要素が今回加わってくるというような形になります。

ただ一方で、東海環状の外の部分というのは、地盤が強固でいろんな災害においてもしっかりと対応できる場所であるということもございまして。そういった部分をしっかりと、プラスもマイナスもあわせてアプローチをしていく必要があると思っております。

先ほど少し企業の数のお話をさせていただきましたけれども、現実、やはりこれからつくっていく中で企業とのニーズ等もあわせて、その時点で決まればそれに合わせた形で開発すれば一番そごがないわけで、いいわけですが、そこら辺のニーズをとりながらしっかりとやっていく必要があると思っております。

5ヘクタール以下の製造業の希望が、今年度で、県の企業誘致課の情報では27件ほどあって、小規模、1ヘクタールから2ヘクタールぐらいの要望が多くなっているというような状況もある

るようでございます。そういったこともしっかりと把握しながら、造成については考えていかなければいけないというふうに思います。

営業についてでありますけれども、当然に、東京へ行った折とかそういうことでは話をする  
こともありますし、近年では県人会とか東京での交流会、県が主催するんでありますけれども、  
垂井町の特産を持って行って、向こうの企業の方との交流会とか、県人会を通じて東京で頑張  
ってみえる岐阜県の方との交流等があります。やはりそういう機会を捉えて、積極的に垂井町  
をアピールしているところでもありますけれども、なかなか今こういう企業状況の中ですぐ  
に実を結びませんが、できるだけそういうパイプをしっかりとまたこれからもつくっていき  
たいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。頑張ってみます。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させ  
ていただきます。

通学路の安全対策について、お伺いいたします。

本年4月23日、京都府亀岡市で、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3  
人が死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故が立て続けに発生いたしました。

平成24年版交通白書によると、昨年1年間の交通事故者数は4,612人で、11年連続の減少と  
なり、交通戦争と言われたピーク時、1970年、1万6,765人の3割以下となりましたが、負傷  
者数は今もなお85万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないといっても過言ではないと思  
います。

しかも、死者数の中で歩行中が占める比率が上昇しています。交通事故死者数を状態別に見  
た場合、2007年までは自動車乗車中が最多でしたが、2008年以降は歩行中が自動車乗車中を上  
回り最多となるようになりました。また、道幅の狭い5.5メートル未満の生活道路での死亡事  
故の割合も増加しており、この春相次いで起きた登下校中の児童たちが被害者となる惨事は、  
このような流れの中で起きた事件と言えるのです。

5月30日には、文部科学省、国土交通省及び警察庁から通知が発せられ、全ての小・中学校  
で通学路の総点検を行っています。通学路の安全対策については、6月議会にて同僚議員も質  
問されておりました。

そこで、本町のその後の対応を確認する意味でお尋ねいたします。

1. 本町においても、先月末までに緊急合同総点検が実施されました。まずその総点検結果  
をお伺いいたします。

2. 緊急合同総点検の結果を点検のための点検に終わらせないために、目に見える諸対策の  
迅速かつ計画的な実施を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3. 本来、通学路の安全点検は継続的に行わなければならないものです。今後、どういう形  
で継続していくお考えなのか、お伺いいたします。

続きまして、いじめ防止対策について、お伺いいたします。

滋賀県大津市で昨年10月、市立中学校2年生の男子生徒が飛び降り自殺をした問題で、学校側が実施したアンケートの中に、自殺の練習をさせられたといった回答が複数寄せられていたことが明らかになりました。これについて、市教育委員会は、事実として確証が得られなかったとして公表しておらず、十分な検証を行うことはありませんでした。

当初、市教委はいじめと自殺との因果関係を、不明であるとしましたが、その後、いじめが自殺の一因であるとの見解を示すようになっていきます。あくまで過失の有無にこだわり、真相解明に誠実な姿勢を示さない学校や市教委の対応は、遺族の心情に応えるものとは大きくかけ離れたものでした。

また本年7月、この事実が全国で報道されることになり、新たな取材から、職員が見て見ぬふり、一緒になって笑っていた、男子生徒が先生に泣きながら電話していたなどと、いじめを放置していたことを示す回答があったこともわかりました。

このような実態が浮き彫りになる中で、いじめを食いとめる幾つものチャンスを見過ごし十分な対応ができなかった学校や、命をかけた訴えに対して、不都合なことを隠そうとする姿勢、意図的な組織防衛とも思える対応を見せる市教委に社会全体が不信感を強めています。

最近のいじめの特徴は、些細なことがきっかけで誰でも被害者にも加害者にもなり得る状況にある。一度いじめが始まると、クラス全体が集団ヒステリーの状態に陥って、全員で1人を攻撃するケースが目立つ。いじめに参加しないと乗りが悪いやつと見られて、今度は自分がいじめのターゲットになるかもしれない。また、子供たちの間にインターネットや携帯電話が普及したことで、いじめがより見えにくく、より陰湿になったと言えます。

文科省の調査によると、2011年度に自殺した全国の小・中・高校生は200人を超え、その半数以上の105人が原因不明とされています。いじめの撲滅に当たって、教育委員会が毅然とした態度で臨み、学校を指導監督することが必要不可欠です。また、最悪の事態を回避するために、学校現場がいじめを察知した際にはそれを隠蔽することなく、速やかに事実を確認し、教育委員会へ報告する仕組みを築く必要があります。

将来を担う子供たちの健全育成のために、また保護者が最愛の子供を安心して学校へ通わせることができる環境を形成するため、次の項目についてお尋ねいたします。

1．いじめの実態を正しく把握するため、アンケート等を通し積極的に実態調査を行っているのか。

2．学校全体で、いじめの兆候を早期に発見できる体制づくりは整っているのか。

3．被害者の保護、加害者への措置、両者の心のケア、再発防止といったいじめ対処の原則は徹底されているのか。

4．教職員、校長、教育委員会がいじめの情報を共有し、解決に向けて支援チームの設置等の対策のお考えはあるのか。

以上、私の一般質問とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第1点目の、通学路の安全対策についての御質問にお答えをいたします。

最初に、緊急合同総点検の結果についてでございますが、緊急合同総点検は7月と8月に各小学校区において実施をいたしました。町内で合計37カ所について合同総点検を実施したところでございます。点検箇所位置につきましては、道路管理者の建設課が作成いたしました資料を後日議員の皆様へ配付いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の合同総点検において、学校教育課として、町道についてはカラー舗装や、道路整備が今までもかなり整備を進めていただいていることを再度認識しました。町の交通安全に係る協議会を定期的実施し、これまでも通学路の安全確保に努めていただいたおかげだと感謝をしております。

今回の補正予算でお願いしております栗原地区から通学している不破中学校の生徒の通学路に街灯を設置することにつきましても、過去からずっと要望されておりました、継続的に安全点検を実施されてきたことによるものだと考えます。

今後、危険箇所を合同総点検したことで、道の幅が狭く横断歩道や信号が設置できない場所において、県土木事務所や建設課と協議を進めながら、道路をカラー舗装したり反射板を設置したりするなど、安全対策として目に見える諸対策を検討しております。

今後の安全点検につきましては、警察、道路管理者と積極的に連携を図りながら、定期的な子供たちの目線で合同点検を実施していく予定であります。

また、自治会、こども見守り隊の皆さん、PTAと協力しながら通学路の安全確保について協議し、協力をいただきながら情報共有してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、2点目のいじめ防止対策につきましては、教育長から御答弁を申し上げます。よろしくお願ひします。

議長（広瀬文典君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 中村議員のいじめ防止対策について、答弁をさせていただきます。

その前に、いじめについての捉えと現状についてまず話をさせていただきます。

いじめにつきましては、いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと捉えて指導しております。なお、起こった場所は学校の内外は問わない、それからいじめられる側の精神的、それから身体的苦痛の観点から、本人がいじめられたと感じた時点で垂井町もいじめと捉えて対応しております。

このいじめにつきましては、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること

を十分認識しながら、弱い者いじめをすることは人間として絶対に許されないという強い認識に立って指導してきております。

と申しながら、先日、新聞にも報道されましたように、平成23年度のいじめの把握状況につきましてですが、岐阜県では1,000人当たり12.2件という発表がございましたが、垂井町におきましてもその程度のいじめは起きておりまして、つらい思いをさせた子供たちがいることにつきまして心を痛め、今後、指導をさらに充実していかなければならないと思っております。

議員御指摘のいじめの実態を正しく把握するためのアンケートにつきましてでございますが、各小・中学校とも定期的の実施し、積極的に実態調査をしております。

アンケート内容でございますが、議員も御指摘いただいたものと重なる部分がございますが、例えばですが、学校は楽しいですかとか、それからいじめられたと感じたり、苦しい思いをしていることはありませんか、困っていることはありませんかなどの項目で、記入しながら回答する方法を行っております。

また、教育相談を定期的に各学級で一人一人について実施しながら進めておりますし、保護者との連絡も取り合って進めているところでございます。

2つ目の、学校全体でいじめの兆候を早期に発見できる体制につきましてでございますが、岐阜県教育委員会もこの3月にこの冊子を出しまして、私どももそれを参考にしながら早期発見、早期把握に努めている状況でございます。

いじめについては、保護者や地域の方々との連携も必要となってまいります。そこで、学校で行っていることと、それから保護者の方々と一緒にやっていること、それから地域の方々を進めていること、この3つについて分けて話をさせていただきます。

まず学校でございますが、教職員全員で児童・生徒の発するほんのわずかなサインも見逃さず、いじめを見抜く目を鍛えながら子供たちの状況を見ている状況でございますが、個別に見る視点としましては、まずははっきりしない理由で遅刻とか早引きとか早退がふえていないかどうかということについて見たり、それから衣服が汚れたり破れていたりしていないとか、机、椅子にラベルが張ってありますが、ラベルに落書きがされたり、それが破れてしまっているようなことがないかなどについて、個別に見ている状況でございます。

また、集団として見る観点でいきますと、例えばですが、学級の枠を越えて何人かでこそこそと話して教員の目を避けているようなことはないとか、教員が来ると急によそよそしくなったり、白けたりしてしまうことがないとか、授業中でいきますとどの子の顔も見て話を聞きましょうねという指導をしておるんですが、ある特定の子だけのときには横を向いて知らん顔をしておるようなことがないかというようなことも含めて、集団の中で見ている状況でございます。

また、家庭でございますが、保護者の皆様方をお願いしているところでございますが、このごろ学校へ行きたくないと言い出すことがふえてきたというようなこととか、朝起きる時間とかで体の調子が悪くなったと。そうも悪そうでないけれども、何かいろいろぐずぐず言ってい

るなどが、友達の話を全くしなくなったりした、そんなようなときにはぜひ御相談くださいというようなこともお願いしておるところです。もちろんですが、家庭から金品が黙って持ち去られるというようなことも含めて、困ったことだというふうだけでなく、お知らせいただくようにお伝えしているところでございます。

また、地域の方々との関係でございますが、従来からもちよっと気になる姿があるなど、その方々が感じられたらすぐ連絡していただくようお願いをしているところでございます。

再発防止についての取り組みについてお答えさせていただきますが、いじめてしまった子供には、自分の行為を相手の立場に立って見直して、二度と失敗を繰り返さないように指導をしているところでございますし、今後も進めていきたいと思っております。

まずいじめられたということにかかわりまして、事実把握をさせていただきます。それから、保護者の方々からの相談には、親さんの心に寄り添いながら、親身になって話を聞きながら、事実をつかむように心がけております。

それから、事実を把握した教員が自分ですぐ解決していくのではなくて、学年主任とか生徒指導主事とか教頭、校長にすぐ連絡をして即対応するという方向もはっきりさせて進めております。また、学校は管理職のリーダーシップのもとで、いじめた側につきましては、行った行為については絶対に許されないということを十分自覚させるように努めております。

このことは、同時に保護者にも事実を伝えまして、両者の保護者、それから本人が同席した中で謝罪の場を必ず持つようにしております。現状では、この謝罪の場がほとんどできている状況でございます。また、教育委員会のほうへも学校のほうからその都度連絡をいただきながら、情報を共有して一緒になって指導を進めているところでございます。

また、加害者及び被害者側の両方の心のケアについてですが、スクールアドバイザーやスクールカウンセラー、相談員、養護教諭等と連絡しながら進めております。

また、日常の取り組みとしてでございますが、集団で学ぶ規則、規律があって、誰でも安心して過ごせる学校づくりに努めております。誰もがわかったと言える授業をつくるために進めている状況でございます。

また、いじめをなくして、それからお互いにかげえのない存在として尊重し合っていくためには、単に教員だけが働きかけるのではなくて、児童会とか生徒会活動の一つとして人権について宣言を出したり、人権について考える、そういう会議も進めております。さらには、子供同士がお互いのよさを認め合っていく、それから授業の中で教員が一人一人の子供のよさを認めて、それを子供に伝えていく、そういう取り組みを進めております。これは子供たちが自己肯定感、自分がこの世の中にいてもいいんじゃないとか、まんざら自分も捨てたものではないぞという気持ちをどの子にも持たせたいという思いから進めているところでございます。

保護者、それから地域の皆さん方にも温かい言葉かけ運動をさらに推進して行って、子供たちを見守っていただくようお願いをしているところでございます。

最後の支援チームの設置につきましてですが、現在、町としていじめ及び教育相談対策委員

会を年3回開催しておりまして、その会議では生徒指導主事や教育相談担当、それから養護教諭等で研究会を行って進めてきているところでございます。

また、家庭教育支援チームと申しまして、地域の民生委員の皆様方、主任児童委員の方々と学校関係者の皆さん方、町のスクールアドバイザーとがかかわっていきまして、心配なお子さんとか家庭には支援をしていくという取り組みを進めているところでございますので、この会と重ねて支援チームをさらに推進させていきたいと思っております。

皆様方の御協力によりまして、1人でも嫌な思いをしている子供を少なくしていきたいと思っておりますし、いじめを撲滅していきたいと思っておりますので、御協力・御支援をいただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 前向きな御答弁、ありがとうございました。

再質問させていただきます。

ガードレールやカラー舗装の整備など、危険箇所を一つ一つ減らす地道な取り組みも大事ですが、生活道路では歩行者の通行が最優先される環境をつくらなければ事故はなくなると実感しています。

今後は道路整備計画を策定し、着実に実施、検証していくことが大事です。その点、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、いじめ防止対策についてですが、先ほど、本町でもいじめの確認があるということをお聞かせいただきました。学校は、児童・生徒にとって安全な場所であるべきであり、教職員がいじめの小さなサインを見逃さず、早期発見ができるような手だてを講じるべきであるとともに、いじめはいじめの方が100%悪いとの考え方の徹底が大事であります。

岐阜県可児市では、いち早くいじめ防止専門委員会を設置され、いじめ防止に関する条例が公布されました。

本町として、救いを求めている子供に対して、いじめ撲滅に向けたさらなる対策を講じるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。以上です。

議長（広瀬文典君） 質問者に申し上げます。

教育部局と申しまして、教育関係につきましては教育長、教育委員会が最高責任という形で責任を持って対処しております。町長におかれましては、参考になる程度しかないかと思ひますけれども、それでも答弁を求めますか、どうですか。

〔発言する者あり〕

町長への答弁を求めています。一応、部局としてはこちらが最高の教育部局ですけれども、町長なりの思いがあればということで。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず生活道路のさらなる安全確保という部分でございますけれども、今御報告申しましたように、安全箇所の点検等で37カ所が出てきて、そのうちどれからやれるかということのをこれからまたやっていくわけでありまして、それとは別に、ふだんの生活の中での安全という部分に関しましては、やはり今までも意を尽くしてきたところでありますけれども、さらに住民の方が安心して使える生活道路という部分を構築していきたいと思っておりますので、またお気づきのことがあれば、これは多分に自治会要望等いろんな形が出てくる部分もございますので、そういった部分でしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

それから、2点目のいじめに関してでございますが、基本的には教育委員会でそのいじめに対してどう対応するかという部分になるかというふうに思いますが、これは私個人の思いという話をさせていただけるとありがたいと思っておりますけれども、今お話をしたように、当町においてはいじめの取り組みに対してしっかりされているというふうに思います。

先ほど教育長は数のお話をされましたが、県下より少し少ない数字ではありますが、間違いなくあるという状況、これはやはりやむを得ない状況かなというふうに思います。ただ、その現実にある状況にいかに対処していくかということが大事であって、その対処については、垂井町の教育委員会はしっかりと対応していると思っております。

さらなるということでございますが、やはり現状をしっかりと踏まえながら対処しておっていただけることをさらに確実に進めていただきたい。その中で、子供たちが安全で健やかに育っていきける環境をつくっていくというふうに思っております。

垂井町の教育については、私はしっかりとした充実したものが今行われているという認識でございますけれども、こういったものはやはり簡単に崩れ去るときがございます。そういったことにならないように、ふだんから十分な目配り、気配りというのが必要かと思っておりますので、これからもまたお気づきの点があればぜひいろいろと御指摘をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時02分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

